

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (11/24)</div> <div data-bbox="676 210 1225 973" style="border: 2px solid black; height: 478px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (11/30)</div> <div data-bbox="1267 226 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (12/24)</div> <div data-bbox="687 212 1234 970" style="border: 2px solid black; height: 475px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (12/30)</div> <div data-bbox="1267 228 1814 1090" style="border: 2px solid black; height: 540px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 181 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (13/24)</div> <div data-bbox="680 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 244px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1632 197 1800 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (13/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 244px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2056 226">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (14/24)</div> <div data-bbox="680 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 244px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1632 196 1800 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (14/30)</div> <div data-bbox="1265 225 1814 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (15/24)</div> <div data-bbox="678 212 1227 975" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (15/30)</div> <div data-bbox="1270 228 1818 1093" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2063 228" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (16/24)</div> <div data-bbox="689 204 1238 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (16/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 181 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (17/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1632 197 1800 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (17/30)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (18/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (18/30)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (19/24)</div> <div data-bbox="689 204 1238 970" style="border: 2px solid black; height: 480px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (19/30)</div> <div data-bbox="1267 228 1821 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (20/24)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (20/30)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

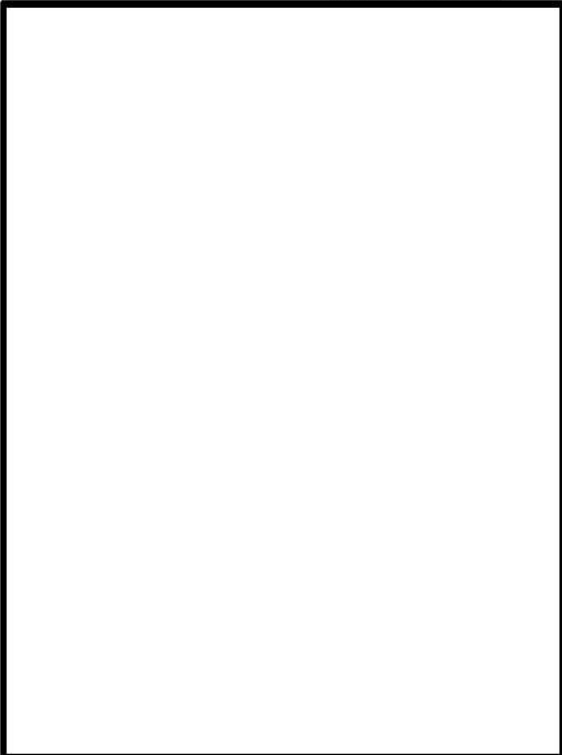
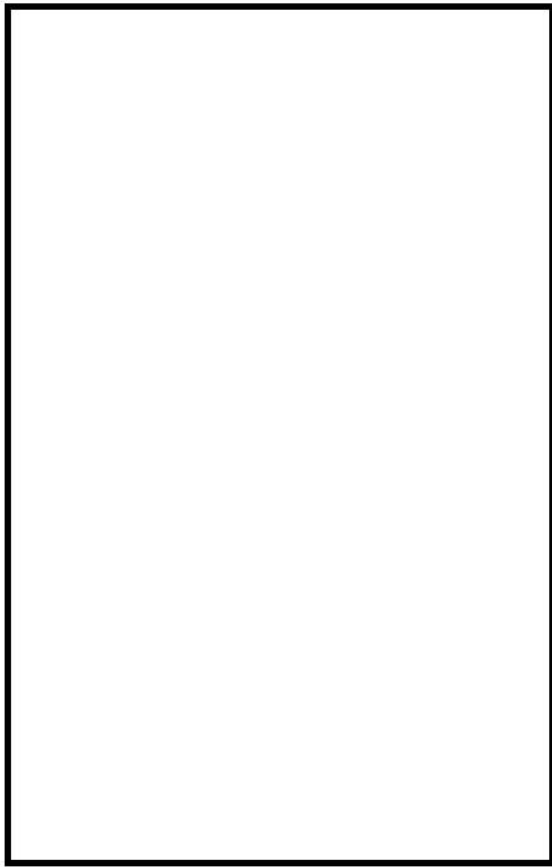
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (21/24)</div> <div data-bbox="689 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 238px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (21/30)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 246px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (22/24)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (22/30)</p> 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (23/24)</div> <div data-bbox="678 209 1238 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (23/30)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2056 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (24/24)</div> <div data-bbox="689 209 1211 959" style="border: 2px solid black; height: 470px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (24/30)</div> <div data-bbox="1265 225 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 545px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1798 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (25/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (26/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (27/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (28/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1812 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1798 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3(29/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1818 1090" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1637 196 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (30/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 文書体系の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/44)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021. 6. 22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021. 7. 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力品質保証細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	制定日	2008. 2. 1	承認日	2021. 6. 22	施行日	2021. 7. 1	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/4)</p> <p>原品4-1</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS プロセス適用要領</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月 2日 (制 定) 2021年 6月29日 (第14回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-100</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証計画書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">平成16年 2月13日施行 2023年 4月 1日 (第54次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ</p> </div> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力品質保証計画書</p>
制定日	2008. 2. 1								
承認日	2021. 6. 22								
施行日	2021. 7. 1								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 640 213" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1178 207" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/4)</div> <div data-bbox="678 204 1225 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1827 223" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<p>(島根) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 204 613 226" style="text-align: right;">別紙4-5 (3/44)</div> <div data-bbox="85 229 645 1072" style="border: 2px solid black; height: 528px;"></div>	<div data-bbox="1016 181 1173 204" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/4)</div> <div data-bbox="676 204 1218 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1666 204 1823 226" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/5)</div> <div data-bbox="1267 229 1823 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 212 613 236" style="text-align: right;">別紙4-5 (4/44)</div> <div data-bbox="94 240 640 1090" style="border: 2px solid black; height: 532px;"></div>	<div data-bbox="1025 181 1182 205" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/4)</div> <div data-bbox="680 205 1227 957" style="border: 2px solid black; height: 471px;"></div>	<div data-bbox="1664 201 1821 225" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/5)</div> <div data-bbox="1263 229 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-5 (5/44)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙4-4 (5/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (6/44)</div> <div data-bbox="78 225 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 256px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="450 193 613 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (7/44)</div> <div data-bbox="80 225 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 533px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 183 633 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5(8/44)</div> <div data-bbox="78 223 651 1106" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 209 613 233" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (9/44)</div> <div data-bbox="76 236 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 526px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (10/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1086" style="border: 2px solid black; height: 540px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (11/44)</div> <div data-bbox="76 226 654 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (12/44)</div> <div data-bbox="76 226 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 546px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 183 636 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (13/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 188 629 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (14/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 181 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (15/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 178 631 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (16/44)</div> <div data-bbox="76 210 654 1094" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 183 631 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (17/44)</div> <div data-bbox="78 231 654 1093" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 199 645 226" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (18/44)</div> <div data-bbox="85 236 654 1120" style="border: 2px solid black; height: 554px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (19/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 638 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (20/44)</div> <div data-bbox="78 223 649 1093" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 633 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (21/44)</div> <div data-bbox="76 217 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 552px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 180 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (22/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 178 636 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (23/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1114" style="border: 2px solid black; height: 563px; width: 256px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 636 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (24/44)</div> <div data-bbox="78 213 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 631 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (25/44)</div> <div data-bbox="76 217 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 552px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (26/44)</div> <div data-bbox="80 226 651 1104" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (27/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1104" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="448 172 631 199" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (28/44)</div> <div data-bbox="80 207 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 631 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (29/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1088" style="border: 3px solid black; height: 547px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 185 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (30/44)</div> <div data-bbox="78 223 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 546px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 185 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (31/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (32/44)</div> <div data-bbox="76 217 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 552px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 185 633 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (33/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 638 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (34/44)</div> <div data-bbox="78 220 651 1109" style="border: 2px solid black; height: 557px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 191 627 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (35/44)</div> <div data-bbox="78 223 649 1085" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 177 645 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (36/44)</div> <div data-bbox="76 212 645 1107" style="border: 2px solid black; height: 561px; width: 254px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 629 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (37/44)</div> <div data-bbox="80 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 177 629 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (38/44)</div> <div data-bbox="76 212 654 1099" style="border: 2px solid black; height: 556px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 647 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (39/44)</div> <div data-bbox="78 212 651 1098" style="border: 3px solid black; height: 555px; width: 256px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 645 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (40/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1093" style="border: 2px solid black; height: 544px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 645 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">別紙4-5 (41/44)</div> <div data-bbox="80 220 651 1093" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 255px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 172 636 201" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (42/44)</div> <div data-bbox="85 209 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 540px; margin-top: 10px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 638 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (43/44)</div> <div data-bbox="80 220 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 633 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (44/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1114" style="border: 2px solid black; height: 557px; width: 257px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙4-6 (1/13)</p> <table border="1" data-bbox="405 339 584 395"> <tr> <td>制定日</td> <td>2004.5.21</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.9.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.9.26</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力安全管理監査細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 内部監査部門</p>	制定日	2004.5.21	承認日	2020.9.23	施行日	2020.9.26	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/5)</p> <p>原品5-3</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 責任および権限要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月 2日 (制定)</p> <p style="text-align: center;">2021年 6月 29日 (第15回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-200</p> <p style="text-align: center;">泊発電所品質保証計画書</p> <p style="text-align: center;">(平成16年 2月13日策定 2022年 3月 1日施行(第37次改正) (所管) 泊発電所 原子力安全・品質保証室)</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所品質保証計画書</p>
制定日	2004.5.21								
承認日	2020.9.23								
施行日	2020.9.26								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-6 (2/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-6 (3/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-6 (4/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (5/13)</div> <div data-bbox="76 229 651 1075" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1173 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (5/5)</div> <div data-bbox="692 212 1238 962" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1800 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (5/5)</div> <div data-bbox="1263 248 1816 1114" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 185 645 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (6/13)</div> <div data-bbox="76 225 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 645 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (7/13)</div> <div data-bbox="76 213 654 1062" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (8/13)</div> <div data-bbox="78 220 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 225 642 252" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (9/13)</div> <div data-bbox="76 261 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 527px; width: 257px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 178 622 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-6 (10/13)</div> <div data-bbox="76 209 645 1011" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 194 645 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (11/13)</div> <div data-bbox="76 226 654 1062" style="border: 2px solid black; height: 524px; width: 258px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 645 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (12/13)</div> <div data-bbox="71 213 658 1062" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 262px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 638 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (13/13)</div> <div data-bbox="76 225 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 100%;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">品質方針 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5、⑧-5</p> <p style="text-align: right;">社 会 第122号 2020年4月1日</p> <p style="text-align: center;">社 長</p> <p style="text-align: center;">「原子力品質方針」「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」の見直しについて</p> <p>当社は、原子力安全を最優先とした品質保証活動および原子力安全文化醸成活動ならびに原子力発電所の保守管理の高度化に取り組むため、「原子力品質方針」、「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」を策定し、原子力発電所の建設・運営・廃止措置に取り組んでまいりました。</p> <p>こうした中、2020年4月1日から、原子力規制当局による新たな検査制度が開始されます。この検査制度では、従来、国が実施してきた検査を事業者が主体的に実施することが定められるなど、「原子力安全の一貫的な責任は事業者が担う」という考え方がより明確に示されており、事業者が自ら原子力の安全性を向上させる制度となっています。</p> <p>これを受け、当社としても、これまでより一層、主体的に原子力安全の向上を目指す必要があると考え、「原子力品質方針」および「原子力安全文化醸成方針」を見直すこととしました。</p> <p>また、このたびの法令改正を受け、従来から取り組んでいる保守管理に加え、保安のために行う取替なども含めた施設管理に係る保安活動の体系的実施のため、「保守管理の実施方針」を「施設管理の実施方針」に見直すこととしました。</p> <p>社員の皆さんには、今回の各方針の見直しの機算を十分に理解し、一人ひとりが原子力の安全性向上の一環を担っているという自覚と誇りを持ち、さらなる努力をされるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付資料) ・原子力品質方針 ・原子力安全文化醸成方針 ・施設管理の実施方針</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子力安全に関する品質方針</p> <p style="text-align: center;">⑦-5 ⑧-5</p> <p style="text-align: center;">令和2年4月1日 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎</p> <p>われわれには、先人の高い安全意識を継承し、東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けることにより、原子力安全を向上させる使命がある。このため、一人ひとりが強い責任感を持ち、安全文化の育成および維持とたゆまぬPDCA活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得ることを決意し、以下の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の徹底 2. 法令・ルールへの遵守 3. 常に問い直し、問いかける習慣の定着 4. 情報共有の充実 5. 積極的な改善の実践 	<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">示 達</p> <p style="text-align: center;">⑦-5、⑧-5</p> <p>原子力発電に係る品質方針（施設管理の実施方針を兼ねる、安全文化のあるべき姿[※]を含む）を、次のごとく定めます。 原子力発電の安全文化を含む保安活動に従事する社員の皆さんは、この方針を理解し、それぞれの職場において具体的な目標を設定し、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">2021年 7月26日</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 社 長 藤井 裕</p> <p style="text-align: center;">品質 方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の価値観の下、安全に関する責任は自らにあることを認識し、常に問い直し、リーダーシップを発揮して保安活動を継続的に改善する 2. 安全性向上に関する取り組みについては、規制基準適合に満足することなく、世界最高水準の安全性を目指した目標・計画を定め、継続的に取り組む 3. コンプライアンス意識を醸成し、法令、規制要求事項、社内規程等を遵守する 4. 原子力安全が損なわれないよう、品質、セキュリティ等相互に影響を及ぼしうる要素を適切に考慮し、様々なリスクの発現防止に最善を尽くす 5. 組織内のコミュニケーションの充実を図り、情報共有に努める。また、組織外との双方向のコミュニケーションの充実を図り、適時適切な方法により、説明責任を果たすとともに、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に外部の意見を反映する 6. 原子力安全の達成・維持・向上のため、組織に必要な力量を明確化するとともに、あらゆる機会を活用した教育訓練や技術継承等により、必要な力量の確保・維持・向上に計画的に取り組む 7. 高経年化技術評価を実施した場合は、長期施設管理方針に従い、保全を確実に実施する <p>[※] 安全文化のあるべき姿は、上記品質方針のうち1.、2.、4.、5.、6が該当する。</p>	<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (2/5)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5, ⑧-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">原子力品質方針</p> <p>原子力安全の一體的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する3根柱を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。 2. 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。 3. 常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。 4. 教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。 <p style="text-align: right;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p> </div>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-7 (3/5)</div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">⑦-5, ⑧-5</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h3>原子力安全文化醸成方針</h3> <p>原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の醸成に主体的に取り組むことで、より高い水準の原子力安全を目指す。</p> <p>特に、これまでの点検不備問題等の経験を教訓とし、「常に問いかける姿勢」および「報告する文化」の改善に重点的に取り組み、更なる自主的安全性向上に向けて、社員一人ひとりに原子力安全を最優先とする文化の浸透を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の組織風土 安全最優先の価値観を共有した組織風土を創ります。 2. 継続的な改善活動 組織が一体となって、原子力安全文化醸成に係る改善活動に継続的に取り組みます。 3. コミュニケーションの充実 良好なコミュニケーションを保ち、風通しが良い職場を創ります。 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p> </div>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7(4/5)</p> <p style="text-align: right;">(7)-5, (8)-5</p> <p style="text-align: center;">社 長 平成19年6月29日</p> <p style="text-align: center;">社 長 コンプライアンス経営の推進に向けて</p> <p>当社は、「お客さまの信頼を喜びとします」を経営理念として掲げ、お客さまや地域の皆さまからの信頼を基盤とした業務運営を行ってきました。平成15年には、より信頼される企業となることを目指し、企業倫理綱領の制定や企業倫理委員会の設置など、コンプライアンスの一層の推進を図りました。</p> <p>しかし、一連の不適切事案により、これまでの取り組みが、問題を自ら明らかにし、積極的に解決にあたるといった役員・社員の実際の行動に結びついていなかったことが浮き彫りとなりました。その根底には、コンプライアンスとは単に法令を守るだけでなく、倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ることであり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであるという認識が全社に浸透していなかったことがあると考えられます。</p> <p>こうした反省を踏まえ、今後、当社は、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応じていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、社内の仕組みやルールなどの根本的な見直しを行うとともに、役員の中核的役割のもと、社員一人ひとりの意識や企業風土に「コンプライアンス最優先」の考え方が根付くよう全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、仕組み面で、契約機種の改善やコンプライアンス推進体制の強化等を実施していきます。また、意識・行動面では、企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守ることを徹底します。中でも、留意すべき行動として、「真摯に臨みます」、「中道に臨みます」、「積極的に臨みます」の3つの行動を、一人ひとりが日々の業務の中で実践することとします。役員および各組織の責任者においては、これに率先して取り組むとともに、社員への積極的な働きかけを行います。</p> <p>そして、こうした当社の決意・姿勢を「コンプライアンス経営推進宣言」として表明し、その取り組みをお客さまや地域の皆さまにお約束します。</p> <p>現在、当社は、最年輩を上げてきた信頼を想なうという、かつてない厳しい状況にありますが、コンプライアンス経営を一步一歩着実に推進することにより、皆さまから信頼され、選択される。また、社員にとって風通しがよく、働きがいのある、より良い会社に再生していくものと確信しています。</p> <p>皆さんの真摯な取り組みをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付書類) コンプライアンス経営推進宣言</p>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>



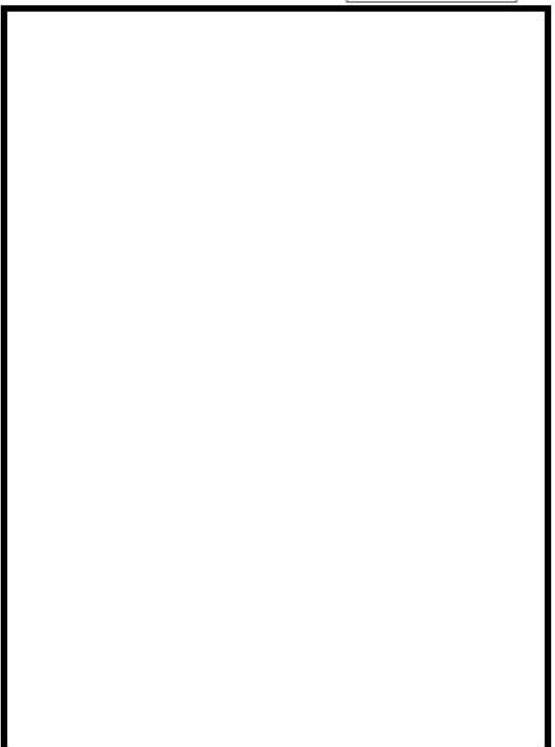


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (5/5)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5、⑧-5</p> <p style="text-align: center;">平成19年6月 中国電力株式会社</p> <p style="text-align: center;">コンプライアンス経営推進宣言</p> <p>中国電力株式会社は、コンプライアンス経営の推進に、役員の率先垂範のもと、全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス」とは「倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ること」であり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであると認識します。</p> <p>○ 私たちは、こうした認識のもと、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応えていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを基本とした経営の推進に全力で取り組みます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス最優先」を実現するために、中国電力企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守り、中でも、留意すべき行動として、次の「3つの行動」を日々実践していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 良識に照らします</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自らの行動と社会的な良識とを意識して照らし合わせます。 ◆ 業務に疑問を感じたときには、必ずルールを確認します。 <p>2. 正直に話します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 疑問や問題を抱え込まず、職場内や組織間で話します。 ◆ お客さまや社会に対して、自発的に、適切にご説明します。 <p>3. 積極的に正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 不適切な取り扱いを先送りせず、積極的に正します。 ◆ 実態に合わないルールがあれば、見直すよう取り組みます。 </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6 ⑧-6</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法について</p> <p>○社内イントラネット画面 (1/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (2/6)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/4)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/2)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6、⑧-6</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法</p> <p>○イントラネット画面 (1/3)</p>  <p>○イントラネット画面 (2/3)</p>  <p>○イントラネット画面 (3/3)</p> <p style="text-align: center;">示達</p> <p>原子力発電に係る品質方針（施設管理の実施方針を兼ねる、安全文化のあるべき姿”を含む）を、次のとおり定めず。</p> <p>原子力発電の安全文化を含む保安活動に従事する社員の皆さんは、この方針を理解し、それぞれの職場において具体的な目標を設定し、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">2021年 7月26日 北海道電力株式会社 社長 藤井 稔</p>	<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

別紙4-8 (2/4)

別紙4-7 (2/4)

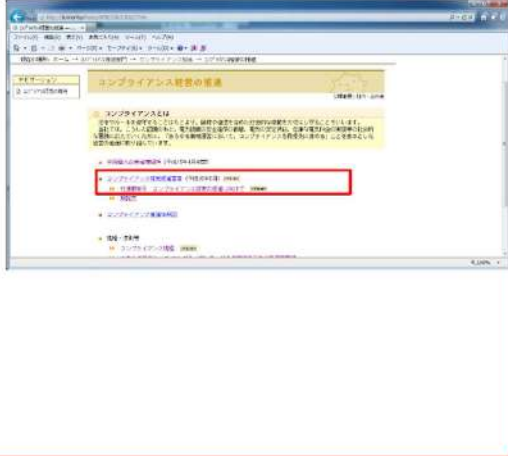
別紙4-7 (2/2)

(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違
 いの反映)

○社内イントラネット画面 (3/6)



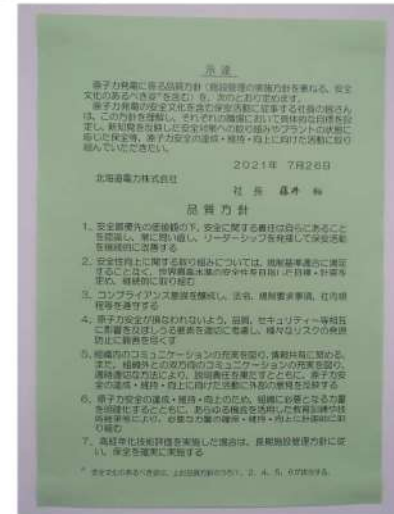
○社内イントラネット画面 (4/6)



○イントラネット画面 (2/2)



○品質方針ポスター掲示


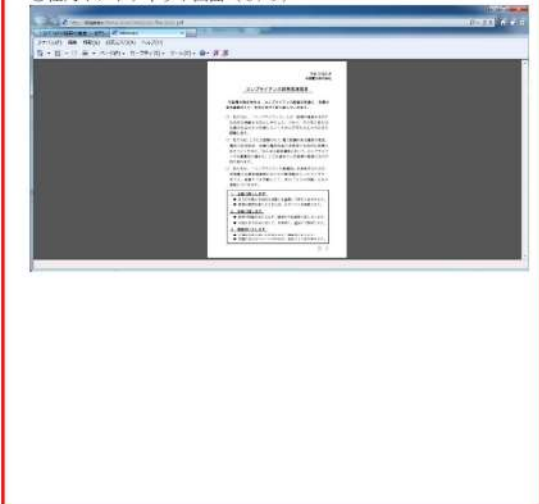



○品質方針カード


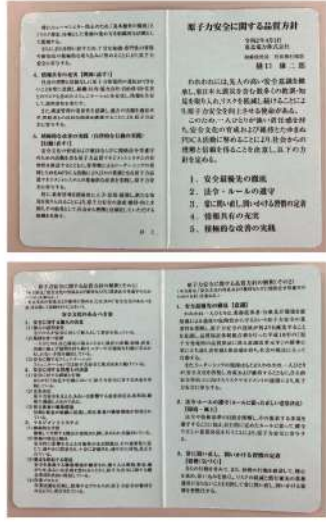


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6, ⑧-6</p> <p>○社内イントラネット画面 (5/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (6/6)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6 ⑧-6</p> <p>○品質方針ポスター掲示</p> 		<p>(島根, 女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (4/4)</p> <p>⑦-6, ⑧-6</p> <p>○社内事務所掲示状況</p>  <p>○配付しているカード</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原子力品質方針</p> <p>原子力安全の一貫した責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、安全・信頼確保を第一とし、実現することにより、信頼、透明、適正を追求する3次元安全意識に、幅広い社員参加を主体的に行うことで、経営層を頂点とする安全を保障するとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの信頼と協力を獲得し、持続可能な社会の実現に貢献する。</p> <p>① 必要と認められる場合、自らの職務と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。</p> <p>② 原子力安全に係る知識や情報を知得して、その活用を行い、必要は対応を遂行して、原子力安全の向上を図る。</p> <p>③ 弊社に関わる役割を持って、品質マネジメントシステムを積極的に活用する。</p> <p>④ 品質・信頼を確実に実現して、個人および経営全体への信頼、遵法・保守、廃止措置、知能運用における信頼の醸成を最優先とするとともに、関係者の協力と連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水希茂</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (4/4)</p> <p>○品質方針カード</p> 		<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の進歩の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/8)</p> <p style="text-align: center;">QMS-03-300-30</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-03-300-30</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2006.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.6.22</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>2021.7.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-03-300-30	制定日	2006.2.1	承認日	2021.6.22	発行日	2021.7.1	<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/7)</p> <p style="text-align: center;">原品5-6</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS マネジメントレビュー要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月27日(制定) 2020年9月23日(第22回改正) 原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-103</p> <p style="text-align: center;">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行 2022年 3月17日(第39次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル</p>
文書番号	QMS-03-300-30										
制定日	2006.2.1										
承認日	2021.6.22										
発行日	2021.7.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 209 651 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (2/8)</div> <div data-bbox="80 248 645 1114" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 252px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (2/7)</div> <div data-bbox="680 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 244px;"></div>	<div data-bbox="1659 196 1800 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (2/5)</div> <div data-bbox="1267 226 1823 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 248px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="461 185 647 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (3/8)</div> <div data-bbox="76 228 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<div data-bbox="1010 185 1173 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (3/7)</div> <div data-bbox="687 204 1240 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 196 1800 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (3/5)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<p data-bbox="1854 199 2085 225" style="color: red;">(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="450 209 640 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (4/8)</div> <div data-bbox="78 244 651 1134" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 256px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1178 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (4/7)</div> <div data-bbox="689 204 1236 957" style="border: 2px solid black; height: 472px; width: 244px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1805 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (4/5)</div> <div data-bbox="1263 228 1818 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 248px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-9 (5/8)</div> <div data-bbox="78 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-8 (5/7)</div> <div data-bbox="680 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 193 1800 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-8 (5/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 193 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (6/8)</div> <div data-bbox="78 225 651 1123" style="border: 2px solid black; height: 563px; width: 256px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1182 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (6/7)</div> <div data-bbox="678 204 1225 956" style="border: 2px solid black; height: 471px; width: 244px;"></div>		<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 193 645 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (7/8)</div> <div data-bbox="71 225 658 1118" style="border: 2px solid black; height: 560px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (7/7)</div> <div data-bbox="696 204 1247 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>		<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 199 645 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (8/8)</div> <div data-bbox="78 231 645 1098" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 253px;"></div>			<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">別紙4-10 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">QMS-02-X00-22</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-02-X00-22</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">内部コミュニケーション基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-02-X00-22	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">企-2-1</p> <p style="text-align: center;">組織規程運用基準</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">1993年10月1日(制定) 2021年7月1日(第158回改正)</p> <p style="text-align: center;">グループ戦略部門 (C-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-1</p> <p style="text-align: center;">原子力安全・品質委員会運営マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>平成16年 2月13日発行 2022年 3月 1日(第14次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ</p> </div> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力安全・品質委員会運営マニュアル</p>
文書番号	QMS-02-X00-22										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-10 (2/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (2/2)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (2/3)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 188 629 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (3/4)</div> <div data-bbox="71 220 658 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>		<div data-bbox="1659 197 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (3/3)</div> <div data-bbox="1265 236 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 540px;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 178 631 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/4)</div> <div data-bbox="76 209 651 1086" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			<p style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙4-10 (1/3)</p> <p>原品5-5-品目1(女川)</p> <p style="text-align: center;">品質保証会議要領書</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">昭和59年6月15日(制定) 2021年3月11日(第34回改正) 女川原子力発電所</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-205</p> <p style="text-align: center;">泊発電所安全運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">(平成16年2月13日発行 2020年4月1日発行(第28次改正) (所管) 泊発電所原子力安全・品質保証課)</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会運営要領</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (2/3)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (2/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-10 (3/3)</div> <div data-bbox="680 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 244px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1794 220" style="text-align: center;">別紙4-10 (3/5)</div> <div data-bbox="1267 229 1823 1098" style="border: 2px solid black; height: 544px; width: 248px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1641 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1823 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (5/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1093" style="border: 2px solid black; height: 544px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1) ⑦-12, ⑧-12</p> <p style="text-align: center;">委員会等の開催実績</p> <table border="1" data-bbox="91 288 629 807"> <thead> <tr> <th rowspan="2">委員会等</th> <th rowspan="2">時期</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力品質保証委員会</td> <td>令和2年9月9日</td> <td>令和2年10月26日</td> <td>令和3年2月19日</td> </tr> <tr> <td>QMS推進者会議</td> <td>令和2年8月5日 令和2年9月8日</td> <td>令和2年10月20日 令和3年2月15日</td> <td>令和3年3月23日</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部 原子力品質保証運営委員会</td> <td>令和2年7月13日</td> <td>令和3年2月17日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会</td> <td>令和2年6月5日</td> <td>令和2年10月30日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月23日</td> <td>令和2年12月18日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月16日</td> <td>令和3年1月26日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月17日</td> <td>令和3年2月4日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日①</td> <td>令和3年3月3日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日②</td> <td>令和3年3月30日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月21日</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月8日</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月24日</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>令和3年1月25日</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	委員会等	時期	令和2年度		上期	下期	原子力品質保証委員会	令和2年9月9日	令和2年10月26日	令和3年2月19日	QMS推進者会議	令和2年8月5日 令和2年9月8日	令和2年10月20日 令和3年2月15日	令和3年3月23日	電源事業本部 原子力品質保証運営委員会	令和2年7月13日	令和3年2月17日	-	島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和2年6月5日	令和2年10月30日	-	令和2年6月23日	令和2年12月18日	-	令和2年7月16日	令和3年1月26日	-	令和2年7月17日	令和3年2月4日	-	令和2年7月20日①	令和3年3月3日	-	令和2年7月20日②	令和3年3月30日	-	令和2年7月21日	-	-	令和2年9月8日	-	-	令和2年9月24日	-	-	原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和2年7月17日	令和3年1月25日	-	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの実績</p> <table border="1" data-bbox="703 256 1189 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2019年度</th> <th colspan="2">2020年度</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー (社長)</td> <td>2019.11.19</td> <td>2020.5.29</td> <td>2020.11.17</td> <td>2021.5.17</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力本部長)</td> <td>2019.11.12</td> <td>2020.5.27</td> <td>2020.11.13</td> <td>2021.5.12</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力検査室長)</td> <td>2019.11.18</td> <td>2020.5.20</td> <td>2020.11.12</td> <td>2021.5.13</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証室長</td> <td>2019.10.25</td> <td>2020.4.23</td> <td>2020.10.26</td> <td>2021.4.14</td> </tr> <tr> <td>原子力部長</td> <td>2019.10.21</td> <td>2020.4.22</td> <td>2020.10.20</td> <td>2021.4.21</td> </tr> <tr> <td>燃料部長</td> <td>2019.10.10</td> <td>2020.4.10</td> <td>2020.10.9</td> <td>2021.4.9</td> </tr> <tr> <td>資材部長</td> <td>2019.10.8</td> <td>2020.4.7</td> <td>2020.10.8</td> <td>2021.4.8</td> </tr> <tr> <td>土木建築部長</td> <td>2019.10.7</td> <td>2020.4.7</td> <td>2020.10.9</td> <td>2021.4.7</td> </tr> <tr> <td>女川原子力発電所所長</td> <td>2019.10.25</td> <td>2020.4.22</td> <td>2020.10.21</td> <td>2021.4.21</td> </tr> </tbody> </table>		2019年度		2020年度		上期	下期	上期	下期	マネジメントレビュー (社長)	2019.11.19	2020.5.29	2020.11.17	2021.5.17	管理責任者 (原子力本部長)	2019.11.12	2020.5.27	2020.11.13	2021.5.12	管理責任者 (原子力検査室長)	2019.11.18	2020.5.20	2020.11.12	2021.5.13	原子力品質保証室長	2019.10.25	2020.4.23	2020.10.26	2021.4.14	原子力部長	2019.10.21	2020.4.22	2020.10.20	2021.4.21	燃料部長	2019.10.10	2020.4.10	2020.10.9	2021.4.9	資材部長	2019.10.8	2020.4.7	2020.10.8	2021.4.8	土木建築部長	2019.10.7	2020.4.7	2020.10.9	2021.4.7	女川原子力発電所所長	2019.10.25	2020.4.22	2020.10.21	2021.4.21	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの実績</p> <table border="1" data-bbox="1301 312 1783 703"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー (社長)</td> <td>2021.6.11</td> <td>2022.6.15</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力事業統括部長)</td> <td>2021.6.4</td> <td>2022.6.1</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力検査室長)</td> <td>2021.6.7</td> <td>2022.6.8</td> </tr> <tr> <td>原子力部長</td> <td>2021.6.2</td> <td>2022.5.30</td> </tr> <tr> <td>原子力土木部長</td> <td>2021.6.3</td> <td>2022.5.31</td> </tr> <tr> <td>資材部長</td> <td>2021.5.31</td> <td>2022.4.15</td> </tr> <tr> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>2021.6.1</td> <td>2022.5.31</td> </tr> <tr> <td>泊発電所所長</td> <td>2021.6.3</td> <td>2022.5.30</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	マネジメントレビュー (社長)	2021.6.11	2022.6.15	管理責任者 (原子力事業統括部長)	2021.6.4	2022.6.1	管理責任者 (原子力検査室長)	2021.6.7	2022.6.8	原子力部長	2021.6.2	2022.5.30	原子力土木部長	2021.6.3	2022.5.31	資材部長	2021.5.31	2022.4.15	原子力安全・品質保証部長	2021.6.1	2022.5.31	泊発電所所長	2021.6.3	2022.5.30	<p>(島根、女川) 組織体制の相違 (島根) 記載方針の相違 (女川) 実績の相違</p>
委員会等			時期	令和2年度																																																																																																																																		
	上期	下期																																																																																																																																				
原子力品質保証委員会	令和2年9月9日	令和2年10月26日	令和3年2月19日																																																																																																																																			
QMS推進者会議	令和2年8月5日 令和2年9月8日	令和2年10月20日 令和3年2月15日	令和3年3月23日																																																																																																																																			
電源事業本部 原子力品質保証運営委員会	令和2年7月13日	令和3年2月17日	-																																																																																																																																			
島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和2年6月5日	令和2年10月30日	-																																																																																																																																			
	令和2年6月23日	令和2年12月18日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月16日	令和3年1月26日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月17日	令和3年2月4日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月20日①	令和3年3月3日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月20日②	令和3年3月30日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月21日	-	-																																																																																																																																			
令和2年9月8日	-	-																																																																																																																																				
令和2年9月24日	-	-																																																																																																																																				
原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和2年7月17日	令和3年1月25日	-																																																																																																																																			
	2019年度		2020年度																																																																																																																																			
	上期	下期	上期	下期																																																																																																																																		
マネジメントレビュー (社長)	2019.11.19	2020.5.29	2020.11.17	2021.5.17																																																																																																																																		
管理責任者 (原子力本部長)	2019.11.12	2020.5.27	2020.11.13	2021.5.12																																																																																																																																		
管理責任者 (原子力検査室長)	2019.11.18	2020.5.20	2020.11.12	2021.5.13																																																																																																																																		
原子力品質保証室長	2019.10.25	2020.4.23	2020.10.26	2021.4.14																																																																																																																																		
原子力部長	2019.10.21	2020.4.22	2020.10.20	2021.4.21																																																																																																																																		
燃料部長	2019.10.10	2020.4.10	2020.10.9	2021.4.9																																																																																																																																		
資材部長	2019.10.8	2020.4.7	2020.10.8	2021.4.8																																																																																																																																		
土木建築部長	2019.10.7	2020.4.7	2020.10.9	2021.4.7																																																																																																																																		
女川原子力発電所所長	2019.10.25	2020.4.22	2020.10.21	2021.4.21																																																																																																																																		
	2020年度	2021年度																																																																																																																																				
マネジメントレビュー (社長)	2021.6.11	2022.6.15																																																																																																																																				
管理責任者 (原子力事業統括部長)	2021.6.4	2022.6.1																																																																																																																																				
管理責任者 (原子力検査室長)	2021.6.7	2022.6.8																																																																																																																																				
原子力部長	2021.6.2	2022.5.30																																																																																																																																				
原子力土木部長	2021.6.3	2022.5.31																																																																																																																																				
資材部長	2021.5.31	2022.4.15																																																																																																																																				
原子力安全・品質保証部長	2021.6.1	2022.5.31																																																																																																																																				
泊発電所所長	2021.6.3	2022.5.30																																																																																																																																				

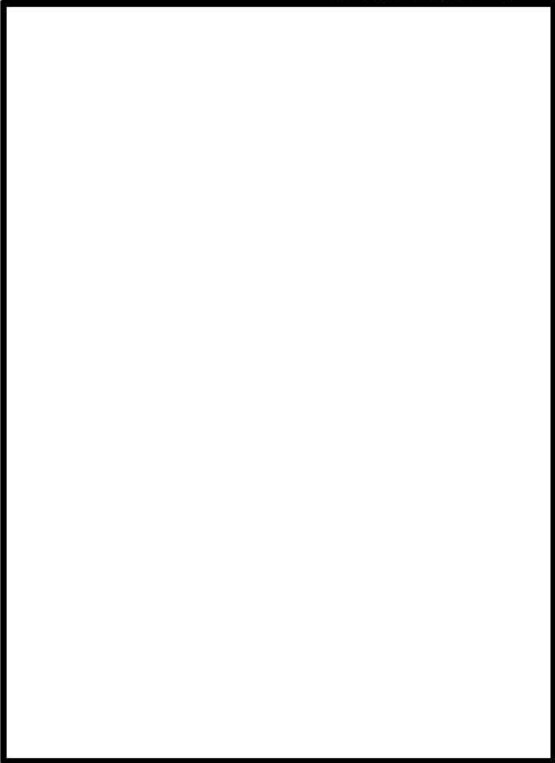
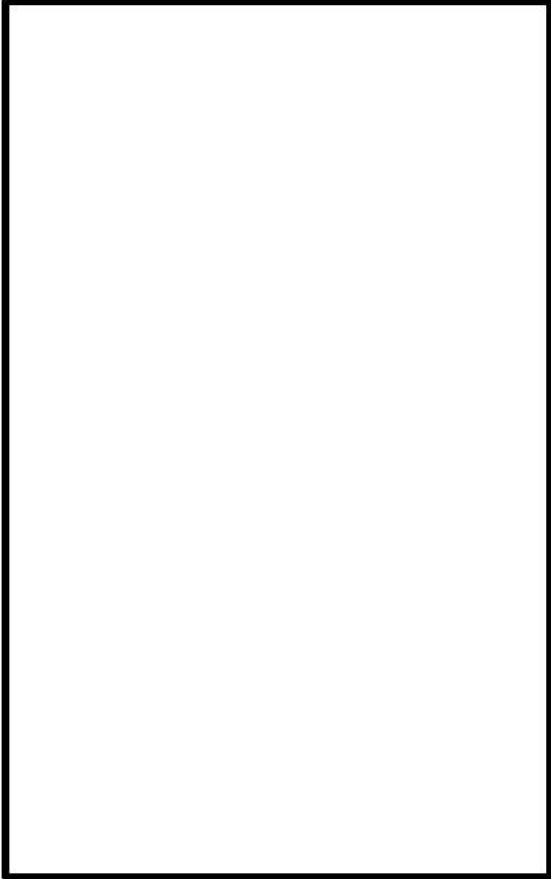
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/6)</p> <p>原4-1</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 品質に係る重要度分類要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2005年11月24日（制定） 2021年7月2日（第12回改正） 原子力部</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-201</p> <p style="text-align: center;">泊発電所品質に係る重要度分類</p> <p style="text-align: center;">（平成16年2月13日施行 2020年9月25日施行（第15次改正） （所管） 泊発電所原子力安全・品質保証室）</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 名称の相違 ・泊発電所品質に係る重要度分類</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-12 (2/6)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-12 (2/3)</div> 	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1178 201" style="text-align: center;">別紙4-12 (3/6)</div> <div data-bbox="674 201 1240 963" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 253px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 193 1794 217" style="text-align: center;">別紙4-12 (3/3)</div> <div data-bbox="1272 229 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 243px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (4/6)</div> <div data-bbox="674 204 1227 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 178 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (5/6)</div> <div data-bbox="674 209 1240 954" style="border: 2px solid black; height: 467px; margin-top: 10px;"></div>		(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (6/6)</div> <div data-bbox="672 213 1236 970" style="border: 2px solid black; height: 474px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (1/10)</p> <p style="text-align: center;">QMS7-13-300-27</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS7-13-300-27</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.4.12</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021.4.13</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">調達管理基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS7-13-300-27	制定日	2008.2.1	承認日	2021.4.12	施行日	2021.4.13	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">原7-10</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 調達管理要領</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">2005年12月 2日 (制定) 2021年 3月31日 (第34回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-107</p> <p style="text-align: center;">原子力調達管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行 2020年 9月25日 (第34次改正) (所管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p style="color: green;">(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力調達管理マニュアル</p>
文書番号	QMS7-13-300-27										
制定日	2008.2.1										
承認日	2021.4.12										
施行日	2021.4.13										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (2/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 181 631 209" style="text-align: right;">別紙4-12 (3/10)</div> <div data-bbox="73 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>	<div data-bbox="1014 181 1180 209" style="text-align: right;">別紙4-13 (3/5)</div> <div data-bbox="678 205 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 472px;"></div>	<div data-bbox="1648 193 1809 220" style="text-align: right;">別紙4-13 (3/6)</div> <div data-bbox="1272 221 1814 1083" style="border: 2px solid black; height: 540px;"></div>	<div data-bbox="1854 197 2024 220" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="454 181 618 209" style="text-align: right;">別紙4-12 (4/10)</div> <div data-bbox="71 215 645 1090" style="border: 2px solid black; height: 548px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1173 209" style="text-align: right;">別紙4-13 (4/5)</div> <div data-bbox="685 207 1232 959" style="border: 2px solid black; height: 471px;"></div>	<div data-bbox="1644 196 1807 223" style="text-align: right;">別紙4-13 (4/6)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1099" style="border: 2px solid black; height: 546px;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="461 177 622 197">別紙4-12 (5/10)</p> <div data-bbox="73 220 642 1075" style="border: 2px solid black; height: 536px;"></div>	<p data-bbox="1025 181 1178 202">別紙4-13 (5/5)</p> <div data-bbox="683 209 1238 971" style="border: 2px solid black; height: 478px;"></div>	<p data-bbox="1653 196 1805 217">別紙4-13 (5/6)</p> <div data-bbox="1272 220 1823 1088" style="border: 2px solid black; height: 544px;"></div>	<p data-bbox="1861 201 2024 221">(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (6/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙4-13 (6/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="461 185 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (7/10)</div> <div data-bbox="71 220 649 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			<div data-bbox="1854 201 2024 225" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 172 622 199" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (8/10)</div> <div data-bbox="78 215 645 1077" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 253px;"></div>			<div data-bbox="1854 199 2027 226" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="454 180 622 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (9/10)</div> <div data-bbox="71 215 638 1077" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 253px;"></div>			<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 188 629 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (10/10)</div> <div data-bbox="71 228 645 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 256px;"></div>			<div data-bbox="1854 201 2024 225" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙4-14 (1/7)</p> <p style="text-align: center;">R-30-214</p> <p style="text-align: center;">泊発電所調達管理要領</p> <p style="text-align: center;"> <small>平成16年2月13日施行 2020年9月25日施行（第30次改正） (附則) 泊発電所原子力安全・品質保証部</small> </p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 60px; margin: 20px auto; padding: 5px;"> 抜 粋 </div> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(2/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 196 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (3/7)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1102" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(4/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(5/7)</div> <div data-bbox="1265 228 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(6/7)</div> <div data-bbox="1272 225 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 244px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(7/7)</div> <div data-bbox="1267 228 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="483 177 640 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-13 (1/4)</div> <table border="1" data-bbox="421 240 629 328" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-04-X00-32</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.10.22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.11. 9</td> </tr> </table> <p data-bbox="181 448 506 480" style="text-align: center;">不適合等管理基本要領</p> <p data-bbox="331 552 398 576" style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p data-bbox="259 863 427 927" style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS8-04-X00-32	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020.10.22	施行日	2020.11. 9	<div data-bbox="1010 177 1167 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (1/8)</div> <p data-bbox="712 252 792 276" style="text-align: center;">原品8-3</p> <p data-bbox="757 440 1133 467" style="text-align: center;">原子力QMS 改善措置活動要領</p> <div data-bbox="920 491 987 515" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">抜粋</div> <p data-bbox="752 767 1128 831" style="text-align: center;">2004年12月22日 (制定) 2021年 6月16日 (第35回改正)</p> <p data-bbox="860 882 1032 906" style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<div data-bbox="1648 193 1805 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-15 (1/6)</div> <p data-bbox="1509 360 1603 376" style="text-align: center;">R-30-109</p> <p data-bbox="1375 419 1733 443" style="text-align: center;">原子力改善措置活動管理マニュアル</p> <div data-bbox="1559 488 1783 544" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 平成16年 2月13日発行 2020年 9月25日 (第28次改正) (所管) 原子力安全・品質保証グループ </div> <div data-bbox="1480 616 1637 671" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto;">抜粋</div> <p data-bbox="1469 927 1637 946" style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="1854 201 2107 248" style="color: green;">(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力改善措置活動管理マニュアル</p>
文書番号	QMS8-04-X00-32										
制定日	2008. 2. 1										
承認日	2020.10.22										
施行日	2020.11. 9										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 180 616 204" style="text-align: right;">別紙4-13 (2/4)</div> <div data-bbox="76 209 638 1050" style="border: 2px solid black; height: 527px;"></div>	<div data-bbox="1014 180 1164 204" style="text-align: right;">別紙4-14 (2/8)</div> <div data-bbox="678 209 1218 956" style="border: 2px solid black; height: 468px;"></div>	<div data-bbox="1644 193 1794 217" style="text-align: right;">別紙4-15 (2/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-13 (3/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-14 (3/8)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-15 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 181 622 209" style="text-align: right;">別紙4-13(4/4)</div> <div data-bbox="76 225 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 201 1167 228" style="text-align: right;">別紙4-14(4/8)</div> <div data-bbox="687 225 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 460px;"></div>	<div data-bbox="1644 194 1800 221" style="text-align: right;">別紙4-15(4/6)</div> <div data-bbox="1270 225 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 220" style="text-align: center;">別紙4-14 (5/8)</div> <div data-bbox="696 221 1234 954" style="border: 2px solid black; height: 459px; width: 240px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 197 1816 220" style="text-align: center;">別紙4-15 (5/6)</div> <div data-bbox="1267 221 1818 1093" style="border: 2px solid black; height: 546px; width: 246px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (6/8)</div> <div data-bbox="685 225 1234 963" style="border: 2px solid black; height: 463px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1648 197 1816 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-15 (6/6)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 196 1180 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (7/8)</div> <div data-bbox="680 225 1238 959" style="border: 3px solid black; height: 460px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (8/8)</div> <div data-bbox="674 220 1218 954" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin-top: 10px;"></div>		<p data-bbox="1854 197 2024 220">(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙4-16 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-217</p> <p style="text-align: center;">泊発電所改善措置活動管理要領</p> <p style="text-align: center;">（平成16年 2月 13日発行 2021年 5月 17日発行（第40次改訂） (所管) 泊発電所 原子力安全・品質保証部）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 20px auto; padding: 5px; text-align: center;">抜粋</div> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1644 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (2/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1637 193 1794 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (3/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1644 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (4/6)</div> <div data-bbox="1265 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (5/6)</div> <div data-bbox="1265 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

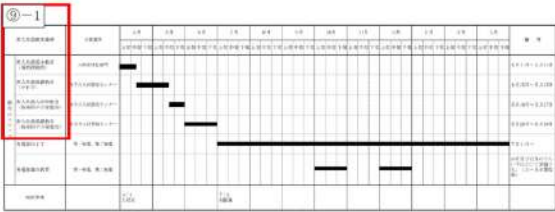
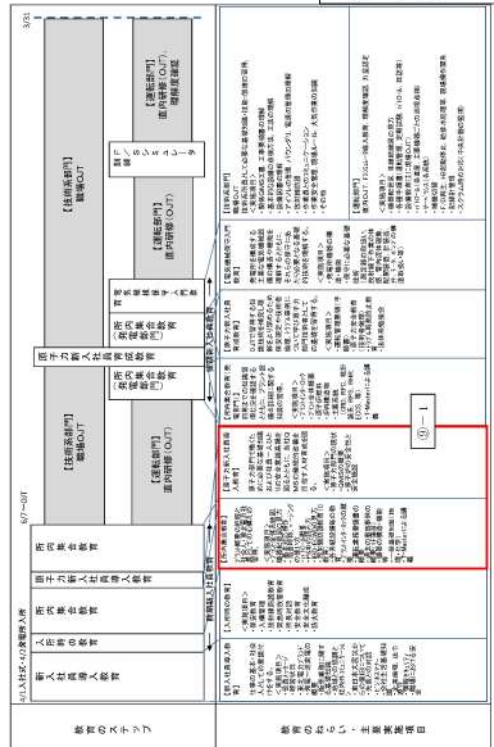
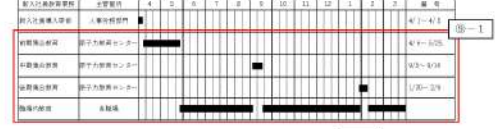
泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1644 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (6/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和2年度 新入社員教育 年間教育スケジュール</p>  <p>⑤-1</p> <p>1. 主な教育内容 (1) 電源事業本部 原子力人材育成センターは、以下の原子力に関する教育を実施する。 (a) 原子力関係の設備、系統に関する基礎知識 (b) 原子力の安全性、必要性に関する基礎知識 (c) 原子炉基礎理論（原子炉物理他） (d) 一次系統の知識習得に向けた繰り返し講義、研修 (e) 運転訓練シミュレータ教育 (f) 品質保証の基礎 (g) 原子炉、タービン、電気設備他、発電所設備の見学 (2) (株)PETでは、以下の教育を実施する。 (a) 力量認定に係る初級教育（安全、機械、電気） (b) 労働安全衛生法第59条関係の電気取扱い業務に係る特別教育 (c) 火力発電設備の概要 (d) 技術一般教育関係（自動制御、シーケンス）の基礎知識 (e) ヒューマンファクター教育 (f) 安全、衛生に関する基礎知識 (g) 安全意識、心構え (3) 島根原子力発電所の「点検不備問題」の風化防止対策として、「点検不備問題に関する教育」について講義及びeラーニングを新入社員基礎教育期間中に実施する。（平成25年度より、新入社員基礎教育期間中に実施）</p> <p>⑤-1</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和3年度 新入社員教育 年間計画</p>  <p>⑤-1</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和4年度 新入社員教育 年間計画</p>  <p>⑤-1</p> <p>1. 主な教育内容 原子力教育センターは、以下の教育を実施する。 (1) 保安教育 (2) 原子力発電所の設備、系統に関する基礎知識 (3) 機器配置およびプラントシステムの現場教育 (4) 放射線管理に関する基礎知識 (5) 機械、電気および制御設備の基礎知識・実技訓練 (6) 機器要素の基礎知識・実技訓練 (7) 事後検査の基礎知識・実技訓練 (8) 安全・衛生に関する基礎知識 (9) 品質保証の基礎知識 (10) 安全文化に関する基礎知識 (11) 社内規程の基礎知識 (12) ヒューマンエラーの低減に関する基礎知識 (13) モラル・コンプライアンスに関する教育 (14) コミュニケーション能力向上に関する教育</p> <p>⑤-1</p>	<p>(島根、女川) ③設備及び巧運用の相違（訓練）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="465 156 638 183" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (1/3)</div> <table border="1" data-bbox="430 226 645 322" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-604-03</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2017.10.02</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.03.26</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">原子力部門 技術系新入社員基礎教育 手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部 原子力人材育成センター</p>	文書番号	QMS6-01-604-03	制定日	2017.10.02	承認日	2020.03.26	施行日	2020.04.01			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。
文書番号	QMS6-01-604-03										
制定日	2017.10.02										
承認日	2020.03.26										
施行日	2020.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="479 156 636 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (2/3)</div> <div data-bbox="584 204 636 220" style="font-size: small;">別紙-1</div> <div data-bbox="80 220 651 1002" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 255px;"></div>			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 156 631 183" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (3/3)</div> <div data-bbox="78 210 651 991" style="border: 2px solid black; height: 489px; width: 256px;"></div>			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-G01-33</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.02.01</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.03.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">原子力部門 教育訓練手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部 (原子力管理)</p>	文書番号	QMS6-01-G01-33	制定日	2008.02.01	承認日	2021.03.23	施行日	2021.04.01	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">原6-1-人2 (原)</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">原子力部門 教育訓練指針</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">抜 粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">昭和59年 6月20日 (制定) 2021年6月23日 (第21回改正) 原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-206</p> <p style="text-align: center;">泊発電所教育訓練管理要領</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>平成16年 2月13日発行 2021年10月1日発行(第46次改正) [密閉] 泊発電所原子力教育センター</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">抜 粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>
文書番号	QMS6-01-G01-33										
制定日	2008.02.01										
承認日	2021.03.23										
施行日	2021.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (2/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (3/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (4/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (5/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (5/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1048 178 1227 204" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (6/6)</div> <div data-bbox="689 204 1236 1008" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<div data-bbox="1639 178 1818 204" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (6/13)</div> <div data-bbox="1272 204 1818 992" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

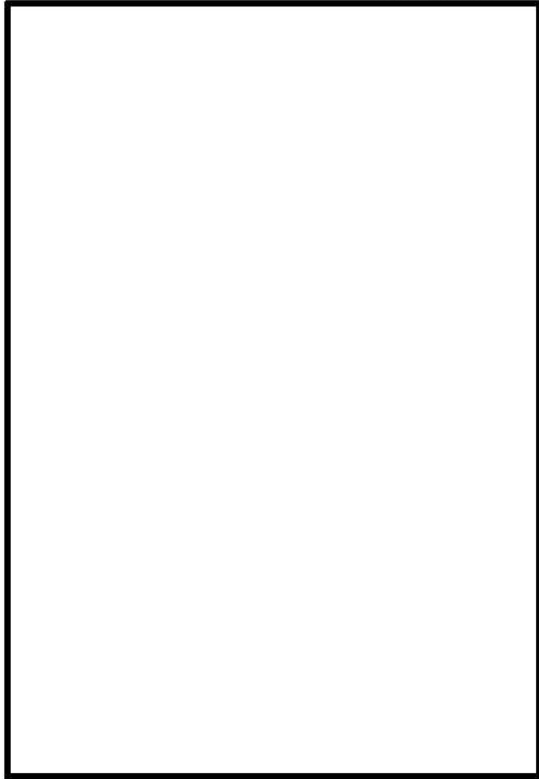
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 0-2 (7/13)</div> <div data-bbox="1272 207 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 別紙 0-2 (8/13) </div> 	(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 0-2 (9/13)</div> <div data-bbox="1272 207 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

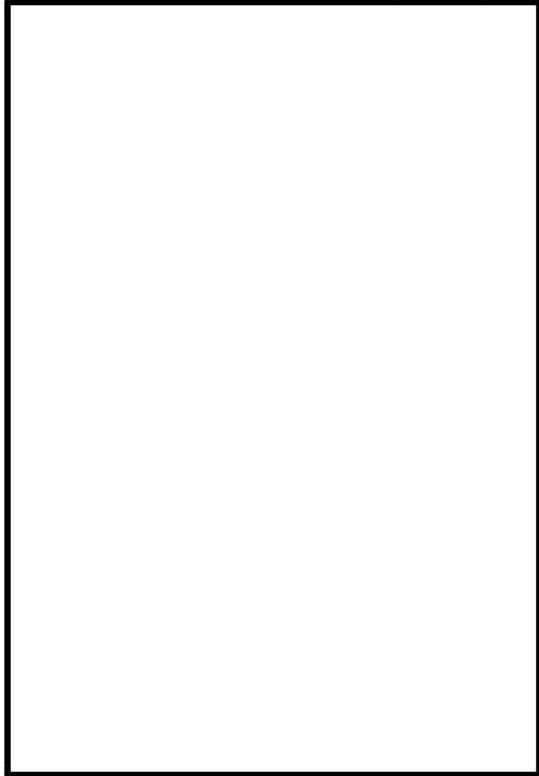
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 185 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2(10/13)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 図紙5-2(11/13) </div> 	(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2(12/13)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添5-2(13/13)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-105</p> <p style="text-align: center;">原子力教育訓練管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月15日発行 2020年 9月25日（第22次改正） 〔所管〕原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

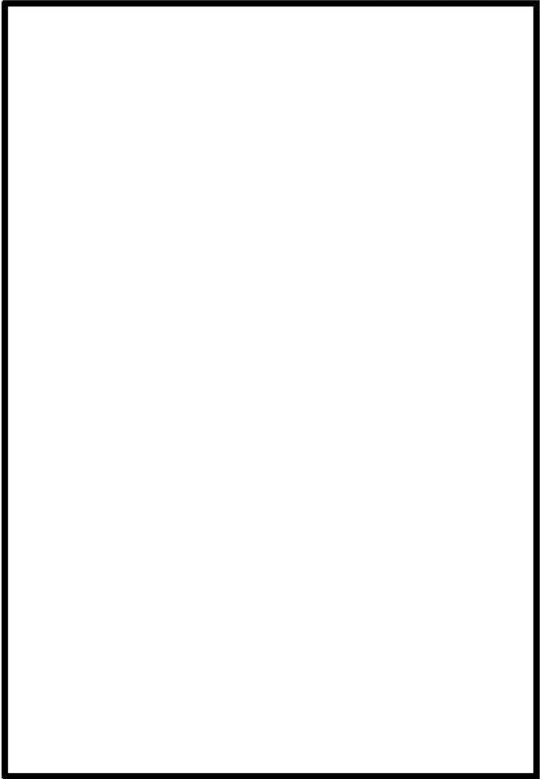
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 30W5-3 (2/6) </div> <div data-bbox="1274 209 1809 991" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別冊5-8(3/6)</div> 	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

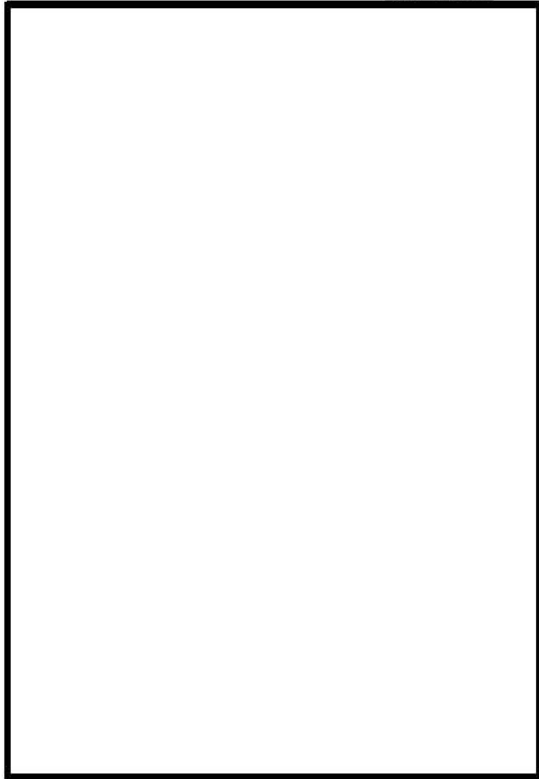
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別冊5-3 (4/6)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (5/7)</div> 	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (6/7)</div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (7/7)</div>	<p>(島根) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月 中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 抜粋</p> <p style="text-align: center;">2021年7月 東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定 抜粋</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月 北海道電力株式会社</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4.2.1(3)の表の5.4.1項および6.2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系(インフラストラクチャ)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、この力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。(4.2.4参照)</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="472 151 647 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-5 (1/5)</div> <table border="1" data-bbox="427 181 647 276"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-X00-19</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p data-bbox="120 411 577 507" style="text-align: center;">力量および教育訓練基本要領 (抜粋)</p> <p data-bbox="255 895 439 963" style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS6-01-X00-19	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<div data-bbox="1010 151 1184 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-4 (1/5)</div> <p data-bbox="712 188 779 209">原6-1</p> <p data-bbox="763 280 1137 347" style="text-align: center;">原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領</p> <div data-bbox="913 424 985 448" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">抜 粋</div> <p data-bbox="786 627 1093 727" style="text-align: center;">平成17年12月5日（制定） 2021年6月23日（第24回改正） 原子力部</p>		<p data-bbox="1850 172 2056 193" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</p>
文書番号	QMS6-01-X00-19										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-5 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="477 148 618 165" style="text-align: right;">別紙5-5 (3/5)</div> <div data-bbox="80 169 651 997" style="border: 2px solid black; height: 519px;"></div>	<div data-bbox="1028 156 1155 173" style="text-align: right;">別紙5-4 (3/5)</div> <div data-bbox="689 177 1227 960" style="border: 2px solid black; height: 491px;"></div>		<div data-bbox="1850 173 2051 193" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="481 156 622 175" style="text-align: right; font-size: small;">別紙5-5 (4/5)</div> <div data-bbox="78 172 651 992" style="border: 2px solid black; height: 514px;"></div>	<div data-bbox="1025 156 1167 175" style="text-align: right; font-size: small;">別紙5-4 (4/5)</div> <div data-bbox="689 172 1229 959" style="border: 2px solid black; height: 493px;"></div>		<div data-bbox="1848 172 2056 194" style="color: blue; font-size: small;">(島根、女川) 引用文書の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-5(5/5)</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4(5/5)</p>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙5-5 (1/4)</p> <p>原6-1-人3 (原)</p> <p style="text-align: center;">原子力部門教育訓練実施要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">平成25年 6月28日 (制定) 2021年6月23日 (第7回改正) 原子力部 原子力人財育成</p>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1178 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5 (2/4)</div> <div data-bbox="689 185 1236 963" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5 (3/4)</div> <div data-bbox="689 178 1232 957" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5(4/4)</div> <div data-bbox="689 178 1236 960" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/8)</p> <p>原6-1-技技1 (女川)</p> <p style="text-align: center;">保安教育実施要領書</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">平成13年8月1日 (制定) 2021年6月25日 (第34回改正)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所</p>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 153 1178 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (2/8)</div> <div data-bbox="685 188 1234 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 153 1182 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (3/8)</div> <div data-bbox="689 177 1223 959" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1182 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (4/8)</div> <div data-bbox="689 178 1234 960" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1178 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (5/8)</div> <div data-bbox="696 181 1229 962" style="border: 2px solid black; height: 489px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙5-6 (6/8)	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 引用文書の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 156 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6(8/8)</div> <div data-bbox="680 181 1240 967" style="border: 2px solid black; height: 492px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">訓練施設等における教育訓練実績（令和2年度） ⑤-6</p> <p>1. 共通事項</p> <table border="1" data-bbox="91 276 633 399"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術系新入社員基礎教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 原子力品質保証に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の養成 </td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設管理関係</p> <table border="1" data-bbox="91 435 633 622"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力研修教育訓練・初級教育</td> <td>作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・中級教育</td> <td>継手、自動制御、制御回路故障対応等</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・専門教育</td> <td>弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・eラーニング</td> <td>放射線基礎、安全評価、関係法令等</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運転管理関係</p> <table border="1" data-bbox="91 659 633 821"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修</td> <td>運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>オペレータ養成研修</td> <td>次期オペレータとして知識・技能を修得する。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>EOP初級研修</td> <td>次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転管理教育</td> <td>核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>特別訓練研修</td> <td>原型切替研修、官庁等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	主な内容	受講者数	技術系新入社員基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 原子力品質保証に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の養成 	18	研修名	主な内容	受講者数	原子力研修教育訓練・初級教育	作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等	270	原子力研修教育訓練・中級教育	継手、自動制御、制御回路故障対応等	117	原子力研修教育訓練・専門教育	弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等	144	原子力研修教育訓練・eラーニング	放射線基礎、安全評価、関係法令等	167	研修名	主な内容	受講者数	運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	11	オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	1	EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	1	運転管理教育	核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。	28	特別訓練研修	原型切替研修、官庁等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	212	<p style="text-align: right;">別紙5-7 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練実績（令和2年度）</p> <p>1. 共通項目</p> <table border="1" data-bbox="719 308 1220 383"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新入社員教育</td> <td>前期 23</td> </tr> <tr> <td>後期 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 保全部門関係</p> <table border="1" data-bbox="719 419 1220 742"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td> 研修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 研修基礎技術教育2 原子力が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td> 研修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 研修基礎技術教育2 原子力が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保全全般関係</td> <td> 研修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練 </td> <td>6</td> </tr> <tr> <td> 研修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	受講者数	新入社員教育	前期 23	後期 20	研修コース	主な内容	受講者数	機械関係	研修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3	電気・計装関係	研修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11	保全全般関係	研修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6	研修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0	<p style="text-align: right;">別紙5-8 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練実績（令和3年度）</p> <p style="text-align: center;">原子力教育センターの併修訓練設備等を活用した研修実績（令和3年度）</p> <p>1. 共通項目</p> <table border="1" data-bbox="1314 276 1767 399"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術系新入社員集合教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 品質保証活動に関する教育 安全文化に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の要請 </td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設管理関係</p> <table border="1" data-bbox="1314 435 1767 590"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保全全般関係</td> <td> 基礎教育 作業安全、作業管理、目録器使用方法、工具の使用方法等保全部門全般における基礎的教育 </td> <td>0(90)※</td> </tr> <tr> <td> 基礎教育 ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育 </td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td> 研修訓練 原子力が特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 </td> <td>0(19)※</td> </tr> <tr> <td> 基礎教育 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育 </td> <td>41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td> 基礎教育 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 </td> <td>0(22)※</td> </tr> <tr> <td> 研修訓練 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運転管理関係</p> <table border="1" data-bbox="1314 611 1767 782"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅰ</td> <td>HTS直島運転訓練コース、NTC上級進修コース等</td> <td>運転操作の際の連携訓練 125</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅱ</td> <td>HTS上級訓練コース、NTC上級コース等</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 44</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅲ</td> <td>HTS管理教育訓練コース、NTC監督者コース等</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 33</td> </tr> <tr> <td>初級操作訓練</td> <td>HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース</td> <td>次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練 32</td> </tr> <tr> <td>自主操作訓練</td> <td>HTS自主操作訓練コース</td> <td>自主的に行う操作訓練 39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ COVID-19 感染拡大防止の観点から、受講者の距離確保が確保できない実習訓練について、令和3年度はすべて取りやめた。参考として、()内に令和2年度の実績人数を示す。 なお、令和4年度は、COVID-19 感染拡大防止対策を講じることで、訓練を開催できるよう計画。</p>	研修コース	主な内容	受講者数	技術系新入社員集合教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 品質保証活動に関する教育 安全文化に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の要請 	18	研修コース	主な内容	受講者数	保全全般関係	基礎教育 作業安全、作業管理、目録器使用方法、工具の使用方法等保全部門全般における基礎的教育	0(90)※	基礎教育 ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育	8	機械関係	研修訓練 原子力が特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(19)※	基礎教育 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	41	電気・計装関係	基礎教育 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(22)※	研修訓練 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練		研修コース	主な内容	受講者数	シミュレータ訓練Ⅰ	HTS直島運転訓練コース、NTC上級進修コース等	運転操作の際の連携訓練 125	シミュレータ訓練Ⅱ	HTS上級訓練コース、NTC上級コース等	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 44	シミュレータ訓練Ⅲ	HTS管理教育訓練コース、NTC監督者コース等	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 33	初級操作訓練	HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練 32	自主操作訓練	HTS自主操作訓練コース	自主的に行う操作訓練 39	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																									
技術系新入社員基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 原子力品質保証に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の養成 	18																																																																																																									
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																									
原子力研修教育訓練・初級教育	作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等	270																																																																																																									
原子力研修教育訓練・中級教育	継手、自動制御、制御回路故障対応等	117																																																																																																									
原子力研修教育訓練・専門教育	弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等	144																																																																																																									
原子力研修教育訓練・eラーニング	放射線基礎、安全評価、関係法令等	167																																																																																																									
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																									
運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	11																																																																																																									
オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	1																																																																																																									
EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	1																																																																																																									
運転管理教育	核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。	28																																																																																																									
特別訓練研修	原型切替研修、官庁等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	212																																																																																																									
研修名	受講者数																																																																																																										
新入社員教育	前期 23																																																																																																										
	後期 20																																																																																																										
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
機械関係	研修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																																									
	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3																																																																																																									
電気・計装関係	研修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																																									
	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11																																																																																																									
保全全般関係	研修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6																																																																																																									
	研修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0																																																																																																									
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
技術系新入社員集合教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 品質保証活動に関する教育 安全文化に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の要請 	18																																																																																																									
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
保全全般関係	基礎教育 作業安全、作業管理、目録器使用方法、工具の使用方法等保全部門全般における基礎的教育	0(90)※																																																																																																									
	基礎教育 ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育	8																																																																																																									
機械関係	研修訓練 原子力が特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(19)※																																																																																																									
	基礎教育 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	41																																																																																																									
電気・計装関係	基礎教育 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(22)※																																																																																																									
	研修訓練 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練																																																																																																										
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
シミュレータ訓練Ⅰ	HTS直島運転訓練コース、NTC上級進修コース等	運転操作の際の連携訓練 125																																																																																																									
シミュレータ訓練Ⅱ	HTS上級訓練コース、NTC上級コース等	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 44																																																																																																									
シミュレータ訓練Ⅲ	HTS管理教育訓練コース、NTC監督者コース等	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 33																																																																																																									
初級操作訓練	HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練 32																																																																																																									
自主操作訓練	HTS自主操作訓練コース	自主的に行う操作訓練 39																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-7（2/3）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">⑨-7</p> <p>3. 運転関係（シミュレータ訓練）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成コース</td> <td>補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>専門コース</td> <td>主機運転員の力量維持及び管理者の養成</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>管理者コース</td> <td>管理者の力量維持</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>チーム連携訓練</td> <td>ファミリー訓練</td> <td>334</td> </tr> </tbody> </table> <p>シミュレータ訓練は、当社原子力発電所訓練施設（女川原子力発電所内のシミュレータ訓練装置又は東通原子力発電所内のシミュレータ訓練装置）ほか、B T Cで実施（別紙5-11参照）。</p> <p>4. 運転員の教育・訓練</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転基礎教科</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">運転専門教科</td> <td>化学管理</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>原子炉材料</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>原子炉物理</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>熱水力学</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>安全解析</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転共通教科</td> <td>事故事例検討</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>アクシデントマネジメント シビアアクシデント</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の受講者数は、1～3号炉の全運転員の実績</p> </div>	研修コース	主な内容	受講者数	養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46	専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14	管理者コース	管理者の力量維持	34	チーム連携訓練	ファミリー訓練	334	研修名	受講者数	運転基礎教科	5	運転専門教科	化学管理	5	原子炉材料	5	原子炉物理	5	熱水力学	5	安全解析	4	関係法令	11	運転共通教科	事故事例検討	11	アクシデントマネジメント シビアアクシデント	125		<p style="color: blue;">（女川）実績の相違</p>
研修コース	主な内容	受講者数																																						
養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46																																						
専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14																																						
管理者コース	管理者の力量維持	34																																						
チーム連携訓練	ファミリー訓練	334																																						
研修名	受講者数																																							
運転基礎教科	5																																							
運転専門教科	化学管理	5																																						
	原子炉材料	5																																						
	原子炉物理	5																																						
	熱水力学	5																																						
	安全解析	4																																						
	関係法令	11																																						
運転共通教科	事故事例検討	11																																						
	アクシデントマネジメント シビアアクシデント	125																																						

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">別紙5-7 (3/3)</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3">5. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）</td> </tr> <tr> <th>利用設備</th> <th>主な内容</th> <th>利用人数</th> </tr> <tr> <td>制御棟駆動機構設備</td> <td>技量認定</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>管内流体体感装置</td> <td>管内流体現象に関する習熟訓練</td> <td>7</td> </tr> </table>	5. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）			利用設備	主な内容	利用人数	制御棟駆動機構設備	技量認定	7	管内流体体感装置	管内流体現象に関する習熟訓練	7		<p>(女川) 実績の相違</p>
5. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）															
利用設備	主な内容	利用人数													
制御棟駆動機構設備	技量認定	7													
管内流体体感装置	管内流体現象に関する習熟訓練	7													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																	
<p style="text-align: right;">別紙5-7 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 保安教育実績 (令和2年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 原子炉施設の廃止措置に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>発電所新規配属者</td> <td>新入社員：5月 転入者：随時</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>放射線業務従事者指定者</td> <td>新入社員：5月～6月 転入者：随時</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他反復教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事） </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>257</td> </tr> </tbody> </table>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 原子炉施設の廃止措置に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	発電所新規配属者	新入社員：5月 転入者：随時	56	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者指定者	新入社員：5月～6月 転入者：随時	61	その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	492	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事） 	技術系所員	4月～3月	366	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	252	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	282	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	257	<p style="text-align: right;">別紙5-8 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑤-8</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所保安教育実績 (令和2年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>新入社員 転入者</td> <td>新入社員：4月 転入者：随時</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員 運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（集合教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の運転に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員 運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（AM教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（施設管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（直内教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定に関する事 原子炉施設の運転に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 </td> <td>運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（訓練）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 </td> <td>運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の技術系所員は、運転員以外の技術系所員とする。</p>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	新入社員 転入者	新入社員：4月 転入者：随時	87	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	80	その他反復教育（集合教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の運転に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	127	その他反復教育（AM教育）	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	34	その他反復教育（施設管理）	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	61	その他反復教育（直内教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定に関する事 原子炉施設の運転に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	運転員	4月～3月	121	その他反復教育（訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	運転員	4月～3月	123	<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑤-8</p> <p style="text-align: center;">泊発電所保安教育実績 (令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>原子力発電所新規配属者</td> <td>新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>放射線業務従事者</td> <td>新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他反復教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>519</td> </tr> </tbody> </table>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講人数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	原子力発電所新規配属者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	52	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	36	その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	506	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	技術系所員	4月～3月	474	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	121	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	124		<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	519	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数																																																																																																																
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 原子炉施設の廃止措置に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	発電所新規配属者	新入社員：5月 転入者：随時	56																																																																																																																
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者指定者	新入社員：5月～6月 転入者：随時	61																																																																																																																
その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	492																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事） 	技術系所員	4月～3月	366																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	252																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	282																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	257																																																																																																																
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数																																																																																																																
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	新入社員 転入者	新入社員：4月 転入者：随時	87																																																																																																																
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	80																																																																																																																
その他反復教育（集合教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の運転に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	127																																																																																																																
その他反復教育（AM教育）	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	34																																																																																																																
その他反復教育（施設管理）	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	61																																																																																																																
その他反復教育（直内教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定に関する事 原子炉施設の運転に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	運転員	4月～3月	121																																																																																																																
その他反復教育（訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	運転員	4月～3月	123																																																																																																																
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講人数																																																																																																																
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	原子力発電所新規配属者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	52																																																																																																																
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	36																																																																																																																
その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	506																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	技術系所員	4月～3月	474																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	121																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	124																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	519																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

別紙5-8(1/2)

⑨-8

教育訓練プログラムの概要

1. 運転員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未認定者	サブオペレータ	トップオペレータ	当直副長
JEAG		初級運転員	中級運転員	上級運転員
区分	若手教育	II	III	IV
運転	若手教育	II	III	IV
シミュレータ				
1				
2				
C				
教育	基礎教育	中級教育	高レベル教育	管理・監督者教育
訓練				
体系				
一般研修				
認定				
その他				

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙5-9(1/2)

⑨-9

教育訓練プログラムの概要

1. 運転員に対する教育訓練パターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未認定者	サブオペレータ	トップオペレータ	当直副長
JEAG		初級運転員	中級運転員	上級運転員
区分	若手教育	II	III	IV
運転	若手教育	II	III	IV
シミュレータ				
1				
2				
C				
教育	基礎教育	中級教育	高レベル教育	管理・監督者教育
訓練				
体系				
一般研修				
認定				
その他				

泊発電所3号炉

別紙5-7(1/1)

教育訓練プログラムの概要

⑨-9

1. 運転員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未認定者	サブオペレータ	トップオペレータ	当直副長
JEAG		初級運転員	中級運転員	上級運転員
区分	若手教育	II	III	IV
運転	若手教育	II	III	IV
シミュレータ				
1				
2				
C				
教育	基礎教育	中級教育	高レベル教育	管理・監督者教育
訓練				
体系				
一般研修				
認定				
その他				

2. 係長に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未認定者	サブオペレータ	トップオペレータ	当直副長
JEAG		初級運転員	中級運転員	上級運転員
区分	若手教育	II	III	IV
運転	若手教育	II	III	IV
シミュレータ				
1				
2				
C				
教育	基礎教育	中級教育	高レベル教育	管理・監督者教育
訓練				
体系				
一般研修				
認定				
その他				

相違理由

(島根, 女川) 運用の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

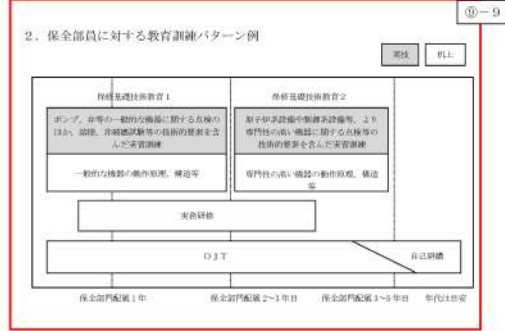
別紙5-8 (2/2)

2. 保修員に対する教育訓練のバターン例

研修方法	講義 実習 実機研修 OJT	講義 実習 実機研修 OJT	講義 実習 実機研修 OJT	講義 実習 実機研修 OJT	講義 実習 実機研修 OJT
対象者	力員 保修員 運転員 検査員	力員 保修員 運転員 検査員	力員 保修員 運転員 検査員	力員 保修員 運転員 検査員	力員 保修員 運転員 検査員
階層	初級教育 力員「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持つている原子力部門の要員 ・安全作業に必要な基礎知識 ・機械関係認定者の取得、一般作業、運転 ・炉内ポンプの基礎知識 ・電気関係認定者の取得、計測・制御、シフト作業の電動機等の基礎知識	中級教育 力員「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持つている原子力部門の要員 ・電子、電動弁リミッター、自動制御等、各設備の原理、構造及びシーケンスの読み方等の基礎知識 ・図解読解時の対応、ポンプ分解点検及び組立後の試運転の保守技術、立会ポイント	専門教育 力員「初級」認定者以上の知識・技能を持つている原子力部門の要員 ・一般弁、安全弁、調節弁等の構造、機能、分解点検 ・空室ポンプ、大型ポンプ、MIS TV駆動装置等の構造、機能、分解点検 ・空室高圧電動機、シフト部の構造、機能、分解点検 ・圧力制御、防振対策等の原理、構造、点検 ・振動の基礎知識、測定方法、異常検出の診断 ・計測制御の原理、検査方法		

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙5-9 (2/2)



泊発電所3号炉

相違理由

(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">添付資料1.0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>『女川原子力発電所2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』より抜粋</p> </div> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">添付資料1.0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』より抜粋</p> </div> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (2/5)</p> <p>重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員（消防部隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、当該事故等時においても的確な判断の下、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、更に各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料1.0.10にて定義のとおりで、重大事故等に対処する要員のうち協力企業社員に対する教育及び訓練については業務委託契約に基づき実施する。</p> <p>1. 基本となる教育（第1、2、3、4表参照）</p> <p>(1) 基本教育（第1、2、3表参照）</p> <p>a. 防災教育</p> <p>緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する知識を深めるための教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力防災組織及び活動に関する知識」 ・重大事故等対策要員に対して、発電所内外で行われる活動を踏まえて、各目を実施すべき活動を教育する。 ・「放射線防護に関する知識」 <p>重大事故等対策要員に対して、放射線の人体に及ぼす影響、放射線の測定と防護等に関する教育を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (2/4)</p> <p>発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、当該事故等時においても的確な判断の下、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、さらに各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料1.0.10にて定義のとおりで、重大事故等に対処する要員のうち協力会社社員に対する教育及び訓練については業務委託契約に基づき実施する。</p> <p>1. 運転員の教育及び訓練（表1、3、4、7参照）</p> <p>運転員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。</p> <p>また、知識の向上と実効性を確認するため、自社のシミュレータ及び原子力発電訓練センター（以下「NTC」という。）にてシミュレーション可能な範囲において、対応操作訓練を実施する。</p> <p>表1に示すシミュレータ訓練は、従来からの設計基準事象ベース、設計基準外事象ベースの訓練に加え、国内外で発生したトラブル対応訓練、中絶沖地震</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (3/5)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>・「放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識」 重大事故等対策委員のうち放射線管理班の要員に対して、測定対象に応じた放射線計測器の特徴及びその原理、放射線計測器の取扱いに関する教育を実施する。</p> <p>h. アクシデントマネジメント教育 アクシデントマネジメントに関する教育については、実施組織となる運転員への教育については勿論であるが、技術支援組織として重大事故等時に中央制御室での対応をバックアップする重大事故等対策委員及び実施組織として現場で活動する重大事故等対策委員の知識レベルの向上を図ることも重要である。</p> <p>そのため、重大事故等時のプラントの挙動に関する知識の向上を図るとともに、要員の役割に応じて定期的に知識ベースの理解向上を図る。具体的には、教育内容に応じて以下のとおり基礎的知識、応用的知識に分かれ、それぞれ対象者を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的知識：アクシデントマネジメントに関する基礎的知識 ・応用的知識：事故時のプラント挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識 </div> <p style="text-align: right;">⑩-12</p> <p style="text-align: right;">⑩-10</p> <p>(2) 原子力防災訓練 保安規定に定める緊急事態に対処するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従って実施している。</p> <p>原子力防災訓練は、原子力防災管理者の指揮の下、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する要素訓練、各要素訓練を組み合わせた組織全体として活動を行う総合訓練があり、それぞれ計画に基づいて実施する。</p> <p>訓練においては、重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、必要な要員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できるようになっていることを確認する。</p> <p>なお、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書については、担当箇所にて適切に管理しており、訓練の実施に当たっては、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練から得られた改善点を適宜反映することとしている。</p> <p>原子力防災訓練の具体的な内容について、以下に示す。</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (3/4)</p> <p>の教訓を反映した地震を起因とした複合事象の対応訓練、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓から全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全の確保には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から随時拡充し、実施している。また、重大事故が発生したときの対応力を養成するため、手順に従った監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。今後も重大事故等時に適切に対応できるよう、シミュレータ訓練を計画的に実施していく。</p> <p>また、同一直の運転員で連携訓練を定期的に行うことで、事故時に発電所長（当直）、副長の指揮の下に、チームワークを発揮して発電用原子炉施設の安全を確保できるように、指示、命令系統の徹底、各自の事故対応能力の向上、役割分担の再確認等を行っている。</p> <p>2. 発電所災害対策委員（運転員を除く。）に対する教育及び訓練について （表2、3、5、6、7参照） 発電所災害対策委員（運転員を除く。）に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。</p> <p>また、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を修得することを目的に、机上教育による手順の内容理解、資機材の取扱い方法等の修得を図るための模範訓練又は各手順書を用いた訓練等を年1回以上実施する。</p> <p>発電所災害対策委員（運転員を除く。）のうち係修課員は、ポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自ら実施することにより技能及び知識の向上を図る。さらに、設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場に立ち、巡回点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会い確認を自ら行うとともに、工所要領書の内容確認及び作業工程補対等の保守点検活動を社員自らも行う。</p> <p>3. 発電所対策本部における実施組織及び支援組織に対する教育及び訓練について（表6参照） 発電所対策本部における実施組織及び支援組織に対する教育及び訓練については、机上教育にて支援組織の位置付け、実施組織と支援組織の連携及び資機材の操作の構成等に関する教育を実施する。また、実施組織と支援組織の活動の実効性等を総合的に確認するための総合訓練（原子力防災訓練）を年1回以上実施する。</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（4/5）</p> <p>a. 要素訓練（第4表参照） 新規制基準で示される重大事故等対策における技術的能力審査基準に対応する各手順に対する力量の維持、向上を図るために実施する事項を第4表に整理している。 発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保、可搬型重大事故等対応設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、実施組織（運転員を除く。）の要員に対し、重大事故等対策に関する教育として手順の内容理解（作業の目的、事故シーケンスとの関係等）や資機材の取扱い方法等の習得を図るため要素訓練等を計画的に繰り返し実施する。 なお、現場作業に当たる実施組織（運転員を除く。）の要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に取り入れる。 要素訓練は、現場操作の指示、発電所対策本部との連絡等を行う現場リーダーを含め、現場操作等を行う担当者等のチームで行い、各人の事故対応能力の向上、役割分担の確認等を行う。また、力量評価者を用意し、原子力災害発生時に対応できるよう確実に力量が確保されていることを、定期的に評価する。訓練は、訓練ごとの訓練対象者全員が原則として実際の設備、活動場所で行うこととするが、実際の設備を使用するとプラントに影響を及ぼす場合（例：プラント運転中に原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁の手动「開」操作を実際の設備で実施すると、原子炉格納容器のパラメータとしての機能が損なわれるおそれがある。）は、訓練設備を用いた訓練を実施する。 なお、運転員についても上記に準じた訓練、評価を実施し、第4表の訓練頻度については運転員の習熟等を踏まえ適宜見直しを行う。 (a) 訓練内容は、様々な場合を想定し実施する。活動エリアの放射線量の上昇が予測される場合には放射線防護具（タイベック、全面マスク）を装着して活動を行うなど、悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、照明機能低下等）を想定し、必要な防護具等を着用した訓練も実施する。 これらの訓練内容を網羅的に盛り込んだ教育訓練内容を設定することにより、円滑かつ確実な災害対策活動が実施できる要員を継続的に確保することとしている。 今後、計画的に訓練を行い、重大事故等対応に係る保安規定変更が施行され運用が開始されるまでには、必要な訓練対象者に対し訓練が実施され力量が確保されている状態に体制整備を実施する。 (b) アクシデントマネジメント訓練により、アクシデントマネジメントガイドを使用し、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、発電所対策本部が中央制御室の運転員を支援できることを確認している。</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8（4/4）</p> <p>(1) 原子力防災訓練 ⑩-10 保安規定に定める非常事態に対応するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要項は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている泊原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従って実施している。 原子力防災訓練では、発電所員の緊急時対応能力向上のため、原子力防災管理者である班長が発電所対策本部員として指揮し、本店対策本部等と連携して行う。本訓練には当班経営層も参加し、本店対策本部における活動の指揮命令及び情報収集を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本店等のコミュニケーションの強化を図っている。 原子力防災訓練で使用する事故シナリオは、炉心損傷等の重大事故を想定しており発電所対策本部等の各活動間の連携が確実に実施できることを訓練全体を通して確認している。さらに事故進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練を実施し、手順書が事故の進展状況に応じて変わるような場合も考慮している。 ⑩-11 また、原子力防災訓練の要素訓練であるシビアアクシデント対応訓練において、シビアアクシデント対応ガイド要則を使用して、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、発電所対策本部が中央制御室の運転員を支援できることを確認している。要素訓練にはシビアアクシデント対応訓練の他に、緊急時対応訓練、原子力緊急時支援組織対応訓練、緊急時通報・連絡訓練、緊急時医療訓練、環境放射線モニタリング訓練並びに迅速連絡訓練があり、各要素の活動が確実に実施できることを確認している。これらの活動については、総合的な訓練である原子力防災訓練においても計画的に実施している。 なお、原子力防災訓練の計画では、前回の訓練時に得られた改善点を反映することで継続的な活動能力の向上を図る。</p> <p>(2) その他の教育及び訓練 日本原子力発電株式会社内に設置されている原子力緊急事態支援組織（以下「緊急時支援組織」という。）に対する協力要請等の対応訓練を年1回実施し、緊急時支援組織への出勤要請、資機材の搬入及び資機材を使用した操作訓練を実際に行うことにより、対応手順及び操作手順の習熟を図る。さらに、緊急時支援組織に発電所災害対策委員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能なロボットの操作訓練、保守訓練等を行い操作の習熟を図っている。</p> <p>4. 教育及び訓練計画の頻度の考え方（表8、9参照） ○各要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価することによる。</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（5/5）</p> <p>る。</p> <p>また、緊急事態支援組織対応訓練、通報訓練、原子力災害医療訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練により、各要素の活動が確実に実施できることを確認するとともに、これらを組み合わせて実施する総合訓練において、重大事故の発生を想定した場合においても発電所対策本部が総合的に機能することを確認している。</p> <p>b. 総合訓練</p> <p>組織全体としての力量向上を図るために発電所は年1回以上総合訓練を実施する。各要素訓練を組み合わせ、組織内各班の情報連携や組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行う。本店等と行う総合訓練においては、当社経営層も参加し、発電所対策本部における活動の指揮命令及び情報収集、中央制御室を模擬したシミュレータによる運転員と発電所対策本部との情報連携に加え、本店対策本部からの支援に関する連携や発電所立地支店等の対策本部との連携についての活動訓練を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本店等のコミュニケーションの強化を図っている。</p> <p>また、総合訓練では、漏洩、オフサイトセンターや自治体等への情報提供等の連携や、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ、他の原子力事業者との連携（協力要請等）、社外への情報提供（模擬記者会見訓練）等にも取り組んでいる。具体的には、オフサイトセンターへ実際に対応要員を派遣し、プラントの情報収集やオフサイトセンターからの情報を社内に共有する訓練や、自治体関係者へプラントの情報を直接説明するために人員を派遣し説明を行う訓練、原子力事業所災害対策支援拠点へ実際に派遣される要員自らが拠点を立ち上げる訓練、他の原子力事業者への連携では発電所が発災した場合の支援本部幹事事業者である東京電力ホールディングス株式会社へ実際に協力要請を行う連携訓練、本店等において社外へのプラントの状況の説明等を行う模擬記者会見訓練等を行っている。</p> <p style="text-align: right;">⑩-12</p> <p>総合訓練では、炉心損傷等の重大事故を想定したシナリオを用いて発電所対策本部の各活動との連携が確実に実施できていることを確認している。</p> <p>また、複数号炉同時被災のシナリオも取り込み、発電所対策本部の各活動が転換しないことも確認している。</p> <p style="text-align: right;">⑩-13</p> <p>訓練に当たっては、事象進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練も実施し、対応能力を強化するとともに、地震及び津波による外部電源喪失だけでなく、様々な自然災害や外部事象等に対応して実施しており、今後も計画的に実施する。</p>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

別紙5-9 (1/1)

島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 ⑤-9

NO	訓練コース	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
1	BTC 初級I訓練コース	人	9	9	9	9	9	
2	BTC 初級II訓練コース	人	8	9	9	9	9	
3	BTC 中級I訓練コース	人	6	1	2	1	2	
4	BTC 中級IS訓練コース	人	0	2	3	2	1	
5	BTC 中級II訓練コース	人	2	2	3	3	2	
6	BTC 中級B/交流訓練コース	人	0	3	4	3	4	
7	BTC 中級B/交流訓練コース	人	0	0	0	2	4	
8	BTC 中級A訓練コース	人	0	0	2	0	0	
9	BTC 上級I訓練コース	人	1	0	0	2	2	
10	BTC 上級II訓練コース	人	5	7	7	4	5	
11	BTC 上級S訓練コース	人	0	7	6	5	6	
12	BTC 上級A訓練コース	人	0	0	0	0	1	
13	BTC SA訓練コース(中級)	人	2	0	0	0	0	
14	BTC SA訓練コース(上級)	人	6	0	2	3	1	
15	BTC チーム評価コース(1日間)	チーム	2	1	2	2	2	
16	BTC 1下事故復旧・対策実践訓練コース(1.5日間)	チーム	2	0	0	0	0	
17	BTC インストラクタ研修コース(5日間)	人	2	0	2	2	2	
18	日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	人	0	1	1	2	0	
19	原子力安全推進協会 発電所管理者研修	人	0	0	2	2	1	
20	原子力安全推進協会 当直課長研修	人	1	2	2	2	1	
21	原子力安全推進協会 当直副長研修	人	0	2	2	2	2	
22	原子力安全推進協会 危機管理研修	人	5	3	4	3	0	
23	原子力安全推進協会 発電所長研修	人	1	1	1	1	2	
24	原子力安全推進協会 原子炉主任技術者研修	人	1	1	1	0	0	
25	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	1	1	1	1	1	
26	日本原子力発電株式会社 原子炉主任技術者受検講習コース	人	2	4	1	0	1	

※：訓練コースについては、令和2年度のコース名を記載している。

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙5-11 (1/1)

女川原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 ⑤-11

教育名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
BTC 遠隔講義 保全/保修入門	7	3			
BTC 遠隔講義(初級I入門)	3	4	4	6	7
BTC 遠隔講義(初級I補修)	4	2	6	7	3
BTC 遠隔講義(初級I主機)	9	5	4	6	7
BTC 中級I訓練コース	0	1	0	0	0
BTC 中級A訓練コース	0	0	0	0	0
BTC 中級B/交流訓練コース	2	1	5	4	2
BTC 中級C訓練コース	1	1	0	0	0
BTC 中級II S訓練コース	0	0	2	2	2
BTC SA訓練コース(上級)	5	8	8	3	2
BTC 上級A訓練コース	3	3	8	1	3
BTC 上級D訓練コース	0	0	3	0	4
BTC 上級I訓練コース	1	4	9	1	4
BTC 上級II訓練コース	7	4	6	4	10
原子力安全推進協会 当直課長研修	0	1	1	1	2
原子力安全推進協会 当直副長研修	1	2	1	2	2
日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	1	3	6	5	3
日本原子力研究開発機構 原子炉研修一般課程	0	0	2	2	2

※：表の塗り潰し部は、教育コースが設定されていないことを示す。
 また、教育名については、令和2年度の教育名を記載している。

泊発電所3号炉

別紙5-B (1/1)

泊発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 ⑤-11

訓練コース	年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
NTC 初級訓練コース(フェーズI)	人	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズII)	人	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIII)	人	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIV)	人	-	-	-	3	3
NTC 再訓練一般コースI	人	3	3	3	3	3
NTC 再訓練上級コース	人	0	3	3	3	3
NTC 再訓練監督者コースI	人	-	-	-	-	-
NTC 再訓練監督者コースIV	人	27	12	13	19	15
NTC 再訓練監督者コース	人	6	6	9	6	6
NTC 再訓練監督者「7777」コース	人	10	7	9	9	7
NTC 再訓練監督者「7777」訓練強化コース	人	40	7	8	8	6
NTC 再訓練監督者訓練コース	人	5	5	-	-	-
JANS I 発電所安全管理研修	人	1	5	5	3	2
JANS I 発電所長研修	人	2	1	0	1	1
JANS I 当直副長研修	人	1	3	2	3	4
JANS I 危機管理研修	人	7	6	6	6	6
JANS I 発電所長研修	人	1	0	1	1	1
JANS I 原子炉主任技術者研修	人	1	0	1	0	1
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	1	1	1	1	0

(島根、女川) 実績の相違

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">別紙5-10 (1/1)</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-12 (1/1)</p>	<p style="text-align: center;">別紙6-10 (1/1)</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 実質の相違</p>																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 ⑤-10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の実績</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>・全交流電源喪失時の機内電源受電訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク(500KL)からの燃料抜き取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・主蒸気過し弁(安全弁)駆動用バックアップ用蒸気ガスボンベ接続訓練</td> <td>1回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・水素発生防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>・アクセスルートの確保訓練</td> <td>9回</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練</td> <td>4回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>・電源機能等喪失時の運転員対応訓練</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング訓練</td> <td>放射線管理班員</td> <td>・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態支援組織対応訓練</td> <td>復旧班員 支援班員</td> <td>・ロボット操作訓練</td> <td>6回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>指揮命令訓練</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の実績	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・全交流電源喪失時の機内電源受電訓練	2回	2回	・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2回	2回	・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク(500KL)からの燃料抜き取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2回	2回	・主蒸気過し弁(安全弁)駆動用バックアップ用蒸気ガスボンベ接続訓練	1回	0回	・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	3回	2回	・水素発生防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1回	1回	・アクセスルートの確保訓練	9回	9回	・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練	4回	3回	・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7回	7回	・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	12回	12回	緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1回	1回	原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員 支援班員	・ロボット操作訓練	6回	2回	指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4回	4回	総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1回	1回	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防火水槽からの補給</td> <td>0回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>各機器への給油</td> <td>・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>電源車運転操作</td> <td>・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水</td> <td>・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動</td> <td>5回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系運転操作</td> <td>・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作</td> <td>・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>・がれき撤去</td> <td>4回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング訓練</td> <td>放射線管理班</td> <td>・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>原子力防災組織</td> <td>・原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防火水槽からの補給	0回	1回	各機器への給油	・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業	1回	1回	電源車運転操作	・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認	6回	6回	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動	5回	1回	原子炉補機代替冷却水系運転操作	・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動	0回	0回	燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作	・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水	4回	4回	アクセスルートの確保	・がれき撤去	4回	6回	放射線モニタリング訓練	放射線管理班	・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定	5回	5回	総合訓練	原子力防災組織	・原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	<p style="text-align: center;">泊発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>可搬型代替電源車による代替給電(交流)からの給電</td> <td>25回</td> <td>54回</td> </tr> <tr> <td>主蒸気過し弁(摩耗手動操作)による主蒸気過し弁の機能回復</td> <td>14回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td>14回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</td> <td>10回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</td> <td>20回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>加圧器過し弁操作用ベッリによる加圧器過し弁の機能回復</td> <td>9回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器によるパラメータの測定</td> <td>10回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>可搬型設備による使用済燃料ピットの非監視視</td> <td>12回</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>原子力防災組織</td> <td>原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類	対象	訓練内容	令和2年度	令和3年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	可搬型代替電源車による代替給電(交流)からの給電	25回	54回	主蒸気過し弁(摩耗手動操作)による主蒸気過し弁の機能回復	14回	13回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	14回	10回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	10回	7回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	20回	7回	加圧器過し弁操作用ベッリによる加圧器過し弁の機能回復	9回	13回	可搬型計測器によるパラメータの測定	10回	4回	可搬型設備による使用済燃料ピットの非監視視	12回	11回	総合訓練	原子力防災組織	原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	
訓練の実績	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																								
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・全交流電源喪失時の機内電源受電訓練	2回	2回																																																																																																																																								
		・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2回	2回																																																																																																																																								
		・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク(500KL)からの燃料抜き取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2回	2回																																																																																																																																								
		・主蒸気過し弁(安全弁)駆動用バックアップ用蒸気ガスボンベ接続訓練	1回	0回																																																																																																																																								
		・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	3回	2回																																																																																																																																								
		・水素発生防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1回	1回																																																																																																																																								
		・アクセスルートの確保訓練	9回	9回																																																																																																																																								
		・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練	4回	3回																																																																																																																																								
		・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7回	7回																																																																																																																																								
		・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	12回	12回																																																																																																																																								
緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1回	1回																																																																																																																																								
原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員 支援班員	・ロボット操作訓練	6回	2回																																																																																																																																								
指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4回	4回																																																																																																																																								
総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1回	1回																																																																																																																																								
訓練の種類	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																								
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防火水槽からの補給	0回	1回																																																																																																																																								
		各機器への給油	・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業	1回	1回																																																																																																																																							
		電源車運転操作	・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認	6回	6回																																																																																																																																							
		低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動	5回	1回																																																																																																																																							
		原子炉補機代替冷却水系運転操作	・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動	0回	0回																																																																																																																																							
		燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作	・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水	4回	4回																																																																																																																																							
		アクセスルートの確保	・がれき撤去	4回	6回																																																																																																																																							
		放射線モニタリング訓練	放射線管理班	・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定	5回	5回																																																																																																																																						
		総合訓練	原子力防災組織	・原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回																																																																																																																																						
		訓練の種類	対象	訓練内容	令和2年度	令和3年度																																																																																																																																						
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	可搬型代替電源車による代替給電(交流)からの給電	25回	54回																																																																																																																																								
		主蒸気過し弁(摩耗手動操作)による主蒸気過し弁の機能回復	14回	13回																																																																																																																																								
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	14回	10回																																																																																																																																								
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	10回	7回																																																																																																																																								
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	20回	7回																																																																																																																																								
		加圧器過し弁操作用ベッリによる加圧器過し弁の機能回復	9回	13回																																																																																																																																								
		可搬型計測器によるパラメータの測定	10回	4回																																																																																																																																								
		可搬型設備による使用済燃料ピットの非監視視	12回	11回																																																																																																																																								
		総合訓練	原子力防災組織	原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">別紙5-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="85 295 638 821"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。</td> <td>ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。</td> </tr> <tr> <td>各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。</td> <td>各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。</td> <td>要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。</td> </tr> <tr> <td>時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場合があった。</td> <td>容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。	各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。	オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。	時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場合があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。	<p style="text-align: center;">別紙5-13 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="734 279 1191 614"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候(雨、雪)を考慮、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。</td> <td>案内メールに反着事項シート(内容反映のもの)を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。</td> </tr> <tr> <td>全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。</td> <td>全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。</td> </tr> <tr> <td>ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。</td> <td>ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。</td> </tr> <tr> <td>今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。</td> <td>諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候(雨、雪)を考慮、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。	案内メールに反着事項シート(内容反映のもの)を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。	全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。	全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。	ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。	ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。	今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。	諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。	<p style="text-align: center;">別紙5-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。総合訓練において抽出された課題と、活動の内容を以下に提示する。</p> <table border="1" data-bbox="1328 335 1765 670"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内の紙面配布物の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。</td> <td>通報様式等を緊急時対策所内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。</td> </tr> <tr> <td>本部対策本部とのブリーフィングは、準備が完了する局面、前に改称される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で開演するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。</td> <td>発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング(施設稼働緊急時または全面緊急事態担当事務が初めて発生した場合、炉心損傷が発生した場合等)、推察のタイミング(事故が0と設定した時点、重要な事態連続予備後報)を明示した。</td> </tr> <tr> <td>EAL受信状況が1〜3号機発生した時承り態様としていたため、複数号機で発生した場合の発令ごとの受信状況を容易に把握しにくい状態を課題として認識した。</td> <td>複数号機発生時の発令ごとのEAL受信状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに通知し、EAL更新時に入力する要員を新たに定義した。</td> </tr> <tr> <td>自治体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中であるかが対応済みなのか、対策本部での把握が十分でなかった。</td> <td>自治体等本部からの支援要請事項への対応状況把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	緊急時対策所内の紙面配布物の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。	通報様式等を緊急時対策所内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。	本部対策本部とのブリーフィングは、準備が完了する局面、前に改称される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で開演するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。	発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング(施設稼働緊急時または全面緊急事態担当事務が初めて発生した場合、炉心損傷が発生した場合等)、推察のタイミング(事故が0と設定した時点、重要な事態連続予備後報)を明示した。	EAL受信状況が1〜3号機発生した時承り態様としていたため、複数号機で発生した場合の発令ごとの受信状況を容易に把握しにくい状態を課題として認識した。	複数号機発生時の発令ごとのEAL受信状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに通知し、EAL更新時に入力する要員を新たに定義した。	自治体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中であるかが対応済みなのか、対策本部での把握が十分でなかった。	自治体等本部からの支援要請事項への対応状況把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。	<p>(島根、女川) 実証の相違</p>
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。																																
各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。																																
オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。																																
時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場合があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。																																
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候(雨、雪)を考慮、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。	案内メールに反着事項シート(内容反映のもの)を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。																																
全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。	全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。																																
ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。	ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。																																
今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。	諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。																																
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
緊急時対策所内の紙面配布物の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。	通報様式等を緊急時対策所内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。																																
本部対策本部とのブリーフィングは、準備が完了する局面、前に改称される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で開演するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。	発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング(施設稼働緊急時または全面緊急事態担当事務が初めて発生した場合、炉心損傷が発生した場合等)、推察のタイミング(事故が0と設定した時点、重要な事態連続予備後報)を明示した。																																
EAL受信状況が1〜3号機発生した時承り態様としていたため、複数号機で発生した場合の発令ごとの受信状況を容易に把握しにくい状態を課題として認識した。	複数号機発生時の発令ごとのEAL受信状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに通知し、EAL更新時に入力する要員を新たに定義した。																																
自治体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中であるかが対応済みなのか、対策本部での把握が十分でなかった。	自治体等本部からの支援要請事項への対応状況把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。																																

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

添付書類五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 0 (添五 r.10.0)	19, 添付-5, 別紙-13	原子力防災組織における班名称の見直しを, 以下のとおり反映しました。 (旧) 事務局 (新) 総括班	
2	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 0 (添五-9 r.9.0)	添五-16, 26, 75	同上	
3	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 0 (添五 r.10.0)	20, 別紙-14	技術的能力1.0における「原子力防災組織図(本店)」の記載適正化について, 本資料にも反映しました。	
4	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 0 (添五-9 r.9.0)	添五-17, 76	同上	